

令和8年第2回瑞穂市議会定例会会議録（第4号）

令和8年6月23日（火）午前9時開議

議 事 日 程

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した議員

1 番	宮 川 頌 健	2 番	横 田 真 澄
3 番	北 村 彰 敏	4 番	関 谷 英 樹
5 番	今 井 充 子	6 番	広 瀬 守 克
7 番	藤 橋 直 樹	8 番	若 原 達 夫
9 番	鳥 居 佳 史	10 番	関 谷 守 彦
11 番	森 清 一	12 番	馬 渕 ひろし
13 番	今 木 啓一郎	14 番	杉 原 克 巳
15 番	棚 橋 敏 明	16 番	庄 田 昭 人
17 番	若 井 千 尋	18 番	若 園 五 朗

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	森 和 之	副 市 長	梶 浦 要
教 育 長	服 部 照	政 策 企 画 監	宇 野 真 也
企 画 部 長	矢 野 隆 博	総 務 部 長	石 田 博 文
市民部長兼 巢南庁舎管理部長	今 木 浩 靖	健康福祉部長	佐 藤 彰 道
都市整備部長	坂 野 嘉 治	都市整備部調整監	江 崎 哲 也
環境経済部長	臼 井 敏 明	上下水道部長	工 藤 浩 昭
教育委員会 事務局 長	磯 部 基 宏	会 計 管 理 者	林 美 穂

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	井 上 克 彦	書 記	島 田 将 志
--------	---------	-----	---------

開議の宣告

○議長（若井千尋君） 皆様、おはようございます。

早朝より傍聴にお越しの皆様、心より感謝申し上げます。

本日、一般質問の2日目となりますが、まずもって穂積小学校6年生の4組の皆さん、議場へようこそ。議会を代表いたしまして、心より歓迎申し上げます。私たちも一生懸命、皆さんのために、皆さんの将来のために頑張っておりますが、今日はこの御縁をしっかり皆さんの将来のためになればというような思いで、議員頑張っていただけだと思いますので、よろしくお願いいいたします。

また、ユーチューブ配信等で御覧の皆様にも心より感謝を申し上げます。

それでは、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（若井千尋君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

18番 若園五朗君。

若園五朗君。

○18番（若園五朗君） 皆さん、おはようございます。

議席番号18番、新生クラブ、若園五朗です。

穂積小学校6年生の皆さん、今日は瑞穂市議会の一般質問の傍聴の学習に来ていただきまして、ありがとうございます。

議会は平日に開催していますので、議場に入ることは初めてだと思います。ここには議員のほか、市長や幹部の職員の皆さんが見えます。今日は議員からいろいろな質問に対して答弁をもらう時間でございます。議会では、瑞穂市のまちづくりのことや、市民の皆さんがよりよい暮らしができるよう話し合いをしているところでございます。

皆さんの学校給食費が無償化されたことに対しましても、この場で話し合いが行われたその一つでございます。難しいことや分からないことがあるかもしれませんが、議会のことに少しでも興味を持っていただければうれしく思います。

それでは、ただいまから一般質問を行います。

議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問の通告書に沿って行います。

質問事項は3項目について行います。

1. 部活動の送迎車両の安全管理について、2. 犀川上流部の美江寺みらい橋歩道橋以東の

整備について、３．誰でもが安心して暮らせるまちについて、これより質問席より質問させていただきます。よろしくお願いします。

部活動の送迎車両の安全管理体制についてお尋ねいたします。

福島県の磐越自動車道で５月に部活動の遠征中の高校生らが乗車した車両による痛ましい事故が発生し、全国的に送迎車両の安全管理体制が問われています。当市においても、市が所有する白ナンバーのマイクロバスが、各種事業で団体活動や研修団体等で利用されているところがございます。運転者の資格確認、安全管理、運行基準、事故のときの責任や補償体制など、市民が安心して利用できる仕組みづくりが必要でございます。

また、学校の部活動や土・日の社会人の指導者の部活動が行われているところがございます。そのときの今後の安全管理体制はどのようになっているのか。特に教育長として、社会教育、社会体育団体の方々の車の運行や指導をどのようにしていくのか。例えば、自家用車の使用やマイクロバスを借り上げていく場合など、ガイドラインの整備についてお尋ねいたします。

白ナンバーマイクロバス使用の違反はないか。あわせて、市所有のマイクロバスの運用実態、安全管理について、運行要領やガイドラインの整備について伺います。

また、事故発生時の責任と補償についての取組について伺います。

現状として、運転者任せになっていないか、善意の運転に依存していないか、事故時の対応でなく事故予防が行政の責任ではないか、保護者が安心できる制度設計になっているのか、学校現場に責任を押しつけていないかなどを含めて前向きな答弁を求めます。

○議長（若井千尋君） 教育長 服部照君。

○教育長（服部 照君） おはようございます。

当市における部活動・地域クラブ活動の試合等の移動手段につきましては、瑞穂市中学校部活動及び瑞穂市地域クラブ活動指針を定め、運用をしております。基本的な移動手段は３つです。１つは公共交通機関の利用、２つ目は貸切りバスの利用、３つ目は保護者による現地集合・現地解散を原則としております。

また、遠方で行われる県大会等に出場する際は、一定の条件を満たした場合には借り上げバスを市で契約し、生徒・地域指導者の移動手段として利用する補助制度がございます。

今回の事故を受けまして、文部科学省やスポーツ庁等から、５月１９日付で部活動の遠征等における安全確保についての通知があり、さきに開催した校長会や研修会等において、今回の交通事故を事例に挙げながら、生徒の安全確保が何よりも重要であり、遠征先等への移動も含めて事故防止等に万全の措置を講ずるように、改めて市内中学校の関係者に対し、危機管理体制を振り返るとともに、さらなる安全管理の周知徹底を図ったところであります。

市としましては、練習試合や大会等への参加における移動につきましては、児童・生徒の安全確保に十分留意するよう、引き続き関係団体に周知するとともに、今後の在り方につま

て、保護者や指導者、学校関係者の意見を聞きながら、子供たちの安全確保を念頭に慎重に検討していきたいと考えております。以上です。

○議長（若井千尋君） 総務部長 石田博文君。

○総務部長（石田博文君） 改めまして、おはようございます。

穂積小学校の皆さん、おはようございます。

それでは、若園議員の御質問にお答えしたいと思います。

白ナンバーのマイクロバスに関する主な法令違反として、有償運送の禁止があります。いわゆる白バスと呼ばれる違法な営業行為で、白バスで他人のために有償で送迎を行った場合、道路運送法の違反となり、最大で3年以下の拘禁刑または300万円以下の罰金が科される可能性があります。

また、違法な白バスが運行中に事故が発生し、負傷者などが出た場合、保険による適切な損害賠償がなされず、運転者自身が全額負担をしなければならない場合もあります。

市では、瑞穂市有マイクロバス貸出し要綱において、市が所有するマイクロバスの貸出しに関して必要な事項を定めています。この要綱において、貸出し可能な団体の範囲、借用に係る申請のほか、瑞穂市有自動車安全運転管理規程及び瑞穂市有自動車運転者服務規程の遵守を義務づけています。

市マイクロバスの貸出し状況につきましては、令和7年度3件、令和6年度9件、令和5年度9件、令和4年度6件、令和3年度3件となっております。なお、使用団体は、例年2から4団体となっております。

市のマイクロバスを運転中に発生した損害賠償につきましては、使用者の故意による道路交通法に違反して損害を与えた場合を除き、自動車損害賠償保険法による責任保険及び市が加入する任意保険の賠償の範囲を限度として市が負担することとしています。

マイクロバスは毎年度車検が必要であり、ランニングコストが高額であるにもかかわらず、使用頻度が低く、需要も少ないのが現状です。バスの老朽化が進んでいることから、車両の安全確保が難しくなっているという懸念もあります。市では、次年度以降のこの市有バスの取扱いについて検討をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

〔18番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 若園五朗君。

○18番（若園五朗君） 次の質問に移らせていただきます。

犀川上流部の美江寺みらい橋歩道橋以东の整備についてお尋ねします。

瑞穂市の犀川に架かる歩道橋、美江寺みらい橋の開通式が3月17日に現地で行われました。市の関係者や地元の児童約40名の方が、渡り初めで完成を祝いました。私も完成式に出席させていただきました。

森市長をはじめ、関係者の御努力によりまして完成いたしました。この場を借りまして御礼申し上げます。

しかし、美江寺みらい橋の東側には歩道がありません。今後の整備計画がありましたら答弁をお願いいたします。

○議長（若井千尋君） 都市整備部長 坂野嘉治君。

○都市整備部長（坂野嘉治君） 議員御質問の美江寺みらい橋以東の歩道整備計画についてお答えいたします。

美江寺みらい橋から以東の歩道整備については、毎年実施している岐阜土木事務所への要望活動の中で、昨年度に追加要望をさせていただきました。

昨年の要望活動では、歩道整備の事業化につきまして、県から、通学路の指定路線を優先的に整備している、岐阜・巣南・大野線は北側のバイパス整備にて代替となる歩道を設置することから、歩道整備計画はない旨の回答をいただいております。

このような状況ではありますが、歩行者等の安全に配慮した歩行空間の確保に向けまして、検討を行っていきたいと考えております。

〔18番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 若園五朗君。

○18番（若園五朗君） 美江寺みらい橋の件ですが、今後とも整備されるよう努力をお願いします。

続きまして、次の質問ですが、誰でもが安心して暮らせるまちについてのその1. 防犯カメラの整備についてお尋ねします。

全国では、凶悪な事件が発生しています。条例では、瑞穂市で設置対象となっている主な場所は、道路、道路に準ずる通路、鉄道駅の自由通路、駅前広場、公園、河川、公共施設として想定しています。

そうした中で、瑞穂市の防犯カメラ整備についてお尋ねします。

まず1点目、現在の設置状況として、市内に設置されている防犯カメラの総数と、学校、公園、駅前以外の設置箇所をお尋ねします。

2点目、設置方針として、設置場所の選定基準をどのように定めているのかお尋ねします。

3点目、通学路における生活道路について、近年の犯罪防止や不審者対策を踏まえ、生活道路や通学路への設置拡充をどのように考えておられるのかお尋ねいたします。

4点目、管理運用について、画像保存期間、個人情報保護、警察との連携体制はどのようになっていますか。防犯カメラの設置に向けて、防犯抑止力強化、自治会からの防犯カメラの要望の対応、今後の整備計画についてお尋ねします。

5点目、防犯カメラ整備に向けて、通学路における子供の安全対策についてどのように考え

ておられるのかお尋ねいたします。

○議長（若井千尋君） 企画部長 矢野隆博君。

○企画部長（矢野隆博君） 皆さん、おはようございます。

まず1点目、現在、市が管理している防犯カメラは全部で269台あります。学校や公園、駅周辺以外の主な設置場所といたしましては、役所やコミュニティセンター、市民センターなどの公共施設となっております。さらに、保育所や放課後児童クラブといった子供のための施設にも設置しております。また、昨年度は国道や県道の地下道にも設置いたしました。

次、2点目です。

2点目につきましては、防犯カメラの設置基準につきまして、瑞穂市防犯カメラの設置及び維持管理に関する条例第4条にその基準が定められております。設置基準といたしましては、犯罪の予防や抑止、あるいは治安維持など、公共の利益につながる場所となっております。具体的には、道路や公園、河川などの公共の場所、または公共施設の中で設置の必要性が認められる場所となっております。

続きまして、3点目です。

御提案のとおり、犯罪の防止や抑止、不審者対策の取組について、防犯カメラの設置は有効な手段の一つであると認識しております。

一方で、生活道路などに設置を進めるに当たっては、カメラの向きや範囲によって、沿線にお住まいの皆様のプライバシーの保護に十分配慮する必要があるがございます。そのため、今後の設置拡充におきましては、地域の皆様の御理解をいただきながら、まずは昨年度実施いたしました地下道のように、周囲の目が届きにくい、死角になりやすい場所を優先して取り組んでまいりたいと考えております。

次に、4点目です。

まず、管理運用につきましては、瑞穂市防犯カメラの設置及び維持管理に関する条例及び同施行規則にのっとり、適正に管理しております。画像の保存期間は原則30日以内とし、個人情報保護についても情報保護法や条例の規定に基づきまして、厳格に取り扱っているところであります。

また、警察との連携体制についてですが、条例第8条の規定に基づき、捜査機関からの犯罪捜査の目的で要請があった場合や、犯罪と思われる画像を発見し通報が必要だと判断した場合、画像データを提供しながら連携を図っております。昨年度は捜査機関からの要請に基づき、10件のデータを提供しております。

次に、自治会からの設置要望についてということですが、自治会からは、空き巣対策やごみの不法投棄対策としての設置要望をいただいております。市といたしましては、現在、自治会が主体となって設置する際の補助金制度の導入などについて、他市の事例を含めて研究を進め

ているところでございます。

今後の整備計画については、各施設、必要に応じて随時設置することになりますが、今年度は国道21号横断地下道や本田及び北部コミュニティセンターへの防犯カメラの増設を予定しており、市民の皆様がより安心・安全に利用できる施設運営を進めてまいりたいと考えております。

最後に、子供たちの通学路の安全対策につきましては、現在、地域のボランティアの皆様や朝日大学の防犯ボランティア団体「めぐる」による見守り活動をはじめ、こども110番の家や企業の皆様に御協力いただいています車両による「動く子ども110番」など、本当に多くの方々に見守り活動をしていただいております。今ある素晴らしい見守り活動を市といたしましてもしっかりサポートし、地域の人目をさらに増やしていくことが、子供たちの安全を確保していきたいと考えております。

通学路の防犯カメラの整備については、住宅の映り込みやプライバシーの問題を考慮する必要があるため、まずは周囲の目が届きにくい地下道などの死角となる場所を中心に効果的に設置に向けて検討していきたいと考えております。以上です。

〔18番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 若園五朗君。

○18番（若園五朗君） 誰もが安心して暮らせるまちのその2でございしますが、児童・生徒の登下校時の熱中症対策についてお尋ねいたします。

東海地方では、5月から30度以上の真夏日が続いているところでございます。近年の猛暑は災害級と言われておりまして、児童・生徒が登下校中に体調不良を起こす事例も全国的に増えているところがございます。

この質問は、ほかの議員も質問されていますが、質問させていただきます。

その後、市として児童・生徒の熱中症対策が行われています。特に下校途中に休む場所がない、水分補給場所が限られている、通学距離が長いところは小学生が炎天下を歩くといった課題がございます。本市としては、学校内だけでなく通学路を含めた熱中症対策をどのように考えているのかをお伺いします。

コンビニ、スーパー、公共施設、金融機関、地域の協力店舗などを連携し、子ども避難所や涼みどころの協定を結ぶなどの考えはないかお尋ねします。

また、熱中症は命に関わる問題でございまして、学校だけでなく地域全体で子供を守る体制づくりが必要であると考えているところでございます。通学路の安全対策、クーリングシェルター整備、民間事業者との協定、保護者への周知も含め、総合的な熱中症対策を進める施策の答弁をお願いします。児童・生徒への新たな取組を含めまして答弁を求めます。

○議長（若井千尋君） 教育委員会事務局長 磯部基宏君。

○教育委員会事務局長（磯部基宏君） 失礼いたします。

改めまして、おはようございます。

近年、夏季の猛暑により登下校の熱中症リスクが高まっており、児童・生徒が安全かつ安心して学校生活を送るための環境整備が求められております。そのような中、猛暑時の熱中症対策を目的として、商工会、郵便局、交番、PTA連合会と連携協定を昨年3月に締結いたしました。協定内容は、クールスポットと題し、御賛同いただきました商工会会員、郵便局、交番等の冷房の効いたスペースの提供をいただいております。期待される効果は、猛暑時に児童・生徒が安全に休憩できる場所が確保され、熱中症リスクを軽減し、クールスポットの存在により児童・生徒が無理な移動を避けることと考えております。

その他の熱中症対策としては、直射日光下での下校を避け、暑熱環境下での児童の安全を確保するため、みずほバスを活用した下校支援、また在校中だけでなく、下校時の水分補給に必要な水分を持参する水筒へ供給するためのウォータークーラーの配備、さらには特殊加工した素材の日傘・帽子を新1年生へ企業の寄附金を活用して配付させていただきます。

最後に、猛暑の中、グラウンドで授業が実施できない中、空調を活用し体育の授業等を行えるよう、今年度5校の体育館への空調設備を行い、市内全ての空調設備が完了いたします。

以上、児童・生徒の登下校時等の熱中症対策の答弁とさせていただきます。

〔18番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 若園五朗君。

○18番（若園五朗君） 誰もが安心して暮らせるまちのその3でございますが、女性消防団員及び女性防災士の確保についてお尋ねいたします。

地域防災力の向上に向けた女性消防団員及び女性防災士の確保・育成についてお尋ねします。市民の命を守る本市の防災体制をより充実させるため、女性の視点を生かした防災担い手の確保についてお伺いします。

近年、全国各地で発生している大規模災害において、避難場所運営における更衣室や授乳室の設置、防犯対策など、女性ならではのきめ細かな視点の重要性が改めて浮き彫りになっています。本市においても、防災リーダーを育成することは急務となっているところでございます。特に、現場の最前線に立つ女性消防団員と専門的知識を持つ女性防災士の拡充に向けた具体的な考えをお尋ねします。

まず1点目、女性消防団員の確保と活動環境の整備についてお尋ねします。

本市の消防団における女性団員の割合は、決して十分とは言えません。女性消防団員の募集に当たり、従来の消火活動でなく、応急手当の普及指導や高齢者宅の防火訪問、災害時の後方支援など、女性が活躍しやすい役割を明確に打ち出し、広くアピールすべきだと考えています。また、育児や仕事と両立しやすいよう、特定の活動のみに参加する機能別団員制度の積極的な

活用や、活動拠点のトイレ・更衣室といったハード面の整備も必要と考えていますが、見解をお伺いします。

2点目、女性防災士の育成支援とネットワーク化についてお尋ねします。

防災士の資格取得を支援する自治体が増えていますが、取得後の活躍の場が課題となっています。本市において、女性防災士の資格取得費の助成制度をさらに拡充し、特に各自治会に最低でも1名の女性防災士を配置するような目標設定はいかがでしょうか。資格を取って終わりにするのではなく、市内の女性防災士が定期的に情報共有できる瑞穂市女性防災リーダー・ネットワーク、これは仮称でございますが、といった組織を構築し、避難所運営マニュアルの作成などの見地を反映させるべきであると考えています。

3点目、意思決定の場への女性の登用についてお尋ねします。

本市の防災会議や避難所運営委員会における女性委員の登用をして、真に実効性のある防災計画とするため、数値目標、例えば総務省消防庁が掲げているような当面の目標や将来的に10%以上とする目標などを踏まえ、瑞穂市としては今後どのような取組をされるのかお尋ねします。

誰でもが安心できる防災のまち瑞穂へ、女性が消防団や防災士としての誇りを持って稼働できる環境を整えることは、瑞穂市全体の安全・安心を1段階引き上げることにつながります。市長の前向きな具体的な答弁を求めます。

○議長（若井千尋君） 矢野企画部長。

○企画部長（矢野隆博君） まず1点目です。近年、全国各地で発生する大規模災害においては、避難所運営や被災者の支援などの場面で、女性の視点を取り入れたきめ細やかな対応の重要性を改めて認識されております。本市においても、地域防災力向上を図るためには、女性の参画拡大は欠かせないものと認識しております。女性消防団員の活動環境の整備について、多様な視点から防災施策に反映することが重要であると考えております。

このような中、市の女性消防団は女性消防班として位置づけており、応急手当の普及啓発活動や防火指導、地域防災訓練等へ参加していただき、災害時における避難所支援、市の防災イベントの運営補助など、女性消防班ならではの特性を生かした活動を行っており、地域防災の様々な場面で御活躍いただいております。

そして、近年、多様なライフスタイルに対応した消防団運営が求められていることから、特定の活動や時間帯に限定して参加できる機能別消防団員制度の活用についても重要であると認識しております。

また、女性消防班の方からのお話の中には、防火イベントの司会や進行など、とてもよい経験ができていることや、消火活動の後方支援で地域を守っていきたいなど、とても心強いお話を聞くことができ、引き続き女性消防班の活動における魅力や役割を積極的に発信するとともに

に、女性が活躍しやすい活動内容について周知を図り、女性消防班の確保に努めてまいります。

2点目です。地域の防災力を高めるためには、避難所運営におけるプライバシーの配慮や乳幼児・高齢者への対応など、女性の視点を生かしたきめ細やかな防災対策が極めて重要であり、その核となる女性防災士の育成と活躍の場の確保は大変意義深いものと考えております。

このように、女性防災士は、避難所運営や要配慮者支援などの分野においても大変重要な役割を担っていると認識しており、今後も資格取得支援の周知に努めるとともに、地域防災訓練や出前講座における防災講座などを通じて、活動機会の充実を図りながら、より一層、瑞穂市防災士会と連携し、女性防災士同士の情報共有ネットワークの構築や人材育成につながる取組を強化していきたいと考えております。

現在、防災士会には、6月1日現在において85名の会員が所属しており、そのうち18名が女性で、全体の21%を占めております。そして、女性防災士の中には、瑞穂市消防団の女性防災班に所属している方もお見えになるため、多角的な視点から地域防災力の向上に向けて御活躍いただいております。また防災士会の役員にも女性を登用するなど、女性の視点を組織運営や活動に反映しているところでございます。

今後も女性防災士の皆さんが地域の防災リーダーとして生き生きと活躍できるよう、サポート体制の充実を努めてまいります。

3点目です。先ほどの答弁のとおり、防災士会には6月1日において85名の会員が所属しており、そのうち18名が女性で全体の21%を占めておりますが、消防団では、団員240名中、女性消防班は12名であり、5%にとどまっている状況であり、国や消防庁が目指す水準、また本市が目指すべき理想から見れば、いまだ課題が残る数字であると受け止めております。

本市といたしましても、総務省消防庁が示す当面の目標や、将来的に10%以上という目標を重要な指標として捉えており、この目標を形骸化させないためにも、幅広い分野から女性人材を発掘していく必要があると考えております。

各自治会長連絡会や防災士会の機会を捉え、女性の推薦を積極的に働きかけていくことや、平時から女性を対象とした防災講座や避難所運営訓練への参加を促し、将来的に非常備消防を牽引していただける人の裾野を広げていければと考えております。

これらの取組を通じて、防災会議等の意思決定の場への女性登用を計画的に進め、数値目標のクリアを目指すとともに、真に実効性のある優しく強い瑞穂市の防災体制を構築していきたいと考えております。災害時には、多様な立場の方々の意見を反映した避難所運営や防災対策が求められることから、地域の防災会議や避難所運営組織などへの女性参画は重要であると認識しており、今まで以上に女性の登用促進を図るとともに、女性消防団員や女性防災士など地域で活躍されている方の知見を防災施策へ反映できるよう取り組んでまいります。

最後に、災害現場や日頃の防災活動において、女性防災班や女性防災士が果たす役割は非常

に大きく、避難所運営や要配慮者支援などの分野においても大変重要な役割を担うものと認識しております。また、地域防災訓練や出前講座などの防災講座を通じて、活動機会の充実を図っていく必要があります。また女性防災士同士の情報共有や人材育成につながる取組の強化を図ることで、避難所でのきめ細やかな配慮や救急救命指導、地域の高齢者・子供たちへの防災啓発など、女性ならではの視点と行動力は、防災力を高める上で欠かすことのできない大きな原動力であると思っています。

その中で、志を持った女性が環境の壁によって活動をちゅうちょしたり、負担を感じたりすることがないように、女性が誇りを持って活動できるような環境整備を進めていく必要があると考えております。

そして、今後の防災を考えるに当たり、女性の視点だけでなく、子供の視点を地域防災力に取り入れることも重要であると考えております。災害時には、子供ならではの不安や課題があることから、避難所運営や防災啓発において、子供の目線に立った取組が求められてきます。

そのため、将来の地域防災を担う人材の育成という観点から、中学生の防災リーダーの育成も重要であると認識しており、防災に関する知識や技能を若い世代から身につけることで、自らの命を守る力と地域を支える意識の醸成につながるとともに、地域防災活動への主体的な参加が期待されることから、本年度より中学生の防災士の育成に向けた取組を行います。

今後とも、女性をはじめとする多様な市民の皆さんの力を結集し、誰もが心置きなく暮らせることができるよう、安心・安全なまちづくりを推進していきたいと考えております。

〔18番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 若園五朗君。

○18番（若園五朗君） 誰もが安心して暮らせるまちのその4でございますが、サンコーパレットパークから瑞穂市消防第6分団までの道路整備についてお尋ねします。

サンコーパレットパーク周辺では、本市のにぎわい創出の拠点として利用者が急増しているところでございます。これに伴い、当該路線は地域住民の生活道路としてだけでなく、防災・消防活動、さらには児童の通学路としての重要性が極めて高まっているところでございます。

一方、消防第6分団方面へ向かう道路は、依然として幅員が不足しておりまして、早急な安全対策と道路整備が地域から強く求められているところが現状でございます。市では順次整備を進められているところでございますが、今後の年度計画と全体完成時期はいつ頃になりますかお尋ねします。現在までの整備状況について、これまで整備された区間の延長と事業費についてお尋ねいたします。

2点目、道路整備の目的について、本路線は、市はどのような位置づけで整備しているのか、また防災道路としての役割をどのように考えておられるのか、消防車両の通行、緊急活動への効果についてお尋ねします。

3点目、今後の整備計画についてお尋ねします。

4点目に、今後のまちづくりとの連携、サンコーパレットパーク利用促進と周辺地域の活性化、防災拠点ネットワーク形成への考えをお尋ねいたします。

○議長（若井千尋君） 坂野都市整備部長。

○都市整備部長（坂野嘉治君） 議員の御質問にお答えいたします。

現在までの整備状況につきましては、サンコーパレットパーク西側の南北道路である市道9－2号線につきまして、平成26年度から2か年間にサンコーパレットパークから中山道までの施工延長432メートル区間を約7,600万円の事業費で、令和5年度からの3か年間にサンコーパレットパークから北へ施工延長320メートル区間を約1億4,000万円の事業費で合わせて施工延長750メートル区間を約2億1,600万円の事業費により整備を実施しています。

整備を進めてきました市道9－2号線やその北側に接続する市道9－102号線は、サンコーパレットパークから瑞穂市消防団第6分団詰所までをつなぐ地域間連絡道路であり、重要な役割を担っている路線であると考えております。この路線を整備することにより、車両の円滑な通行や歩行者の安全が確保されるとともに、緊急車両の通行や避難所までの経路が確保されるなどの効果が発揮されるところと考えております。

今後の整備計画については、市道9－2号線の北側に接続する市道9－102号線において、片側歩道を含む幅員10.5メートルの道路整備を計画しており、昨年度に完成をした市道9－2号線の接続部より整備を進めていく予定としております。今年度は、道路改良に伴う測量設計の業務を進める予定で、今後は整備工事の財源確保等を踏まえ、事業実施に移っていきたいと考えております。

唐栗地区と宮田地区を結ぶ市道9－102号線、宮田地区と大月地区を結ぶ市道9－2号線の整備は、ネットワークを強化することによる企業活動の促進や憩いの場となっているサンコーパレットパーク来訪者の安全性確保はもとより、地域間をつなぐ骨格道路として地域防災力の強化や地域間交流による活性化につながることから、当該地域のまちづくりに寄与するものと考えております。以上です。

〔18番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 若園五朗君。

○18番（若園五朗君） 誰もが安心して暮らせるまちのその5でございますが、大野神戸インターチェンジアksesルートの延伸計画における道路網についてお尋ねします。

令和7年9月にも一般質問を行いました、その後、進捗状況をお尋ねします。この質問は坂野都市整備部長から答弁をいただいておりますが、巢南中学校区の議員として質問をさせていただきます。

本市の北西部の発展を左右する大野神戸インターチェンジへのアクセスルート整備について

お尋ねします。

現在、名和病院リハビリテーションから瑞穂消防署巢南分署までの区間については整備計画が進んでいますが、市民や企業が期待しているのは、その先、すなわち大野神戸インターチェンジまで、いかに最短最速で結ぶかという点でございます。瑞穂消防署巢南分署以西の延伸計画について、瑞穂消防署巢南分署までの整備完了後、その以西から大野神戸インターチェンジ方面への延伸について、現在の検討状況をお尋ねいたします。

○議長（若井千尋君） 坂野都市整備部長。

○都市整備部長（坂野嘉治君） 議員の御質問にお答えいたします。

主要地方道岐阜・巢南・大野線については、令和4年8月に重里から森の約0.6キロメートルの用地買収が全て完了し、現在は一般県道田之上・屋井線との交差点までを終点として、県によるバイパス整備事業が順次進められているところです。

一般県道田之上・屋井線以西のルートにつきましては、昨年度より主要地方道岐阜巢南大野線整備促進期成同盟会活動の一環として、瑞穂市、神戸町及び大野町で構成する研究会並びに研究会準備部会において、関係市町のまちづくりを考慮した最適ルートの検討を引き続き行っております。

研究会では今年度末をめどに取りまとめを行い、令和9年度には、そのルート案をもって同盟会から県へ要望していく予定としております。以上です。

〔18番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 若園五朗君。

○18番（若園五朗君） このアクセスルートを広域的な都市軸としてそのように位置づけ、具体化していく方針なのかお尋ねします。

2点目、瑞穂市内のみならず、大野町や神戸町との境界を越える広域的な視点が必要だと考えていますが、その点についてお尋ねいたします。

3点目に、今後の具体的な取組とスケジュールについてお尋ねいたします。

○議長（若井千尋君） 坂野都市整備部長。

○都市整備部長（坂野嘉治君） 御指摘の路線につきましては、大野神戸インターチェンジをはじめとする広域交通ネットワークと本市を結ぶ重要な都市基盤として位置づけされと考えております。

また、災害時における緊急輸送道路機能の強化はもとより、企業活動や物流の効率化、観光交流の促進など、本市の持続可能な発展を支える路線として早期事業化に向けて引き続き県と1市2町で連携していきたいと考えております。

昨年度より1市2町で構成する主要地方道岐阜巢南大野線整備促進期成同盟会活動の一環として、研究会並びに研究会準備部会を立ち上げ、行政界をまたいだ広域的なエリアで各市町の

まちづくりを考慮した最適なルート案を検討している状況で、研究会並びに研究準備部会には、関係土木事務所にもオブザーバーとして加わっていただき、幹線道路整備による助言や指導をいただきながら検討を行っております。

研究会では今年度末をめどに取りまとめを行い、令和9年度には、そのルート案をもって同盟会から県へ要望していく予定としております。このエリアは、御存じのとおり準都市計画区域内で併せて農業振興地域となっておりますので、都市計画法、建築基準法及び農地法などの関係法令との調整を図るとともに、周辺の土地利用や将来のまちづくりの方針を踏まえ、適切な手続を経て計画的に進めてまいります。以上です。

〔18番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 若園五朗君。

○18番（若園五朗君） 一般質問の最後の質問を行います。

十九条橋以北の犀川河川改修工事の進捗状況と、今後の整備見通しについてお尋ねします。

2019年1月に、十九条橋以北の犀川河川改修、すなわち十九条橋から長護寺川合流点までの事業説明会が巢南公民館で行われ、今日に至っています。激甚化する豪雨災害に備え、市民の生命と財産を守る最優先課題であります犀川河川改修工事の進捗についてお伺いします。

近年、全国各地で線状降水帯による激甚水害が頻発しておりまして、本市においても犀川の氾濫に対する不安の声は年々高まっています。特に十九条橋から以北の区間については、これまで順次改修が進められてきたものの、依然として断面不足や未整備の箇所が残されておりまして、早期の完成が待たれています。十九条橋以北の犀川河川改修の進捗状況と、今後の整備についてお尋ねいたします。

○議長（若井千尋君） 坂野都市整備部長。

○都市整備部長（坂野嘉治君） 議員御質問の犀川河川改修事業についてお答えいたします。

犀川は、県において平成16年12月に河川整備計画を策定し、おおむね5年に1回程度発生する洪水を安全に流下させることができるよう、河川改修を実施していただいております。その改修には時間を要することから、治水安全度を早期向上させる目的で段階的に整備を行うこととしており、まずは当面の整備目標として、平成16年10月と同等の洪水を安全に流下させることができるよう河道拡幅を行い、その後、河川整備計画レベルの改修として築堤を行う計画と伺っております。

現在は、河道拡幅を進める中で改築が必要となる十九条用水堰を施工していただいております。今後、引き続き上流に向け河道拡幅を進めていくと伺っております。

また、用地買収については、十九条橋から上流へ順次進めていただいておりますが、現在、十九条用水堰上流にある墓地の補償内容や移転先について検討を行っていただいている状況で、市としましても用地買収の際には地元との調整などに全面的に協力し、犀川河川改修事業が円

滑に進むよう連携していきたいと考えております。以上です。

〔18番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 若園五朗君。

○18番（若園五朗君） 今回の質問事項は3項目を質問させていただきました。これに対する執行部からの答弁は、前向きな答弁をいただきました。

今後も適正な行政執行について御配慮をお願いいたしまして、一般質問を終わります。

○議長（若井千尋君） 18番 若園五朗君の質問を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩いたします。

休憩 午前9時46分

再開 午前9時58分

○議長（若井千尋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

6番 広瀬守克君の発言を許します。

広瀬守克君。

○6番（広瀬守克君） 改めまして、おはようございます。

議席番号6番、創緑会、広瀬守克でございます。

ただいま議長より一般質問の機会をいただきましたことに感謝申し上げます。また、本日は大変うれしいことに、市内の小学生の皆さんが議会の傍聴に来てくださっています。心から歓迎いたします。ありがとうございます。

皆さんは、ふだん学校では勉強やスポーツ、友達との活動など、様々な経験をしていることと思います。その皆さんが、このように市議会という場所に足を運び、私たちのまちのことや政治の仕組みについて学ぼうとしてくださっていることを大変頼もしく思っております。市議会は、皆さんが住んでいるまちをよりよくするために、市民の代表である議員が意見を出し合い、市の仕事や予算について話し合う大切な場所です。皆さんが毎日通う学校や公園、図書館、道路、防災対策など身近なこともこの議会で議論されております。

今日の傍聴を通じて、自分たちのまちがどのようにつくられているのか、市民の声がどのように市政に反映されるのかを少しでも感じていただければ幸いです。そして将来、地域や社会に関心を持ち、自分たちのまちづくりに参加していただけることを期待しております。

小学生の皆さんには少し難しい言葉も出てくるかもしれませんが、自分たちのまちのことを大人たちが真剣に話し合っているんだということを感じていただければうれしく思います。そして、今日の経験が将来の皆さんの学びや夢につながることを願っております。

私たち議員も、皆さんが安心して学び、健やかに成長できる環境を整えるため、日々活動しております。本日の質問も、市民の皆様の声を市政に届け、よりよいまちづくりにしてつなげていくためのものであります。

また、本日傍聴にお越しいただいた小学生の皆さんに、せっかくの機会でございますので、市を代表される市長からも子供たちへ歓迎と激励の言葉をいただければと思っております。

それでは、質問席に戻りまして、質問をさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○議長（若井千尋君） 市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 皆様、おはようございます。

本日は、穂積小学校の6年生の皆さんが議会傍聴に来てくれたことを本当に大変うれしく思っています。心から皆さんを歓迎します。

今日の傍聴では、皆さんには、なぜこの質問をされるのかなということや、私や副市長や教育長、そして今日ここにいる部長級の皆さんがどのように考えているのかなということをもったり、そして自分だったらどう答えるのかなということを考えてもらえればということだと思います。

皆さんは、これから10年もしないうちに大人になります。そして、瑞穂市のまちづくりは、私たち大人だけが考えるのではなく、皆さんと一緒に考えていきたいということを思っておりますので、私のその思いを皆さんに伝えさせていただきました。

以上でお答えとさせていただきます。

〔6 番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 広瀬守克君。

○6 番（広瀬守克君） 私の本日の質問は、申し遅れましたが、瑞穂市の防災・減災、人口減少対策と今後のまちづくりについてであります。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず、人口減少対策についてお伺いをいたします。

我が国では、少子高齢化の進行に伴い、多くの自治体が人口減少という大きな課題に直面しております。人口減少は、単に住民の数が減るというだけではなく、地域経済の縮小、担い手不足、地域コミュニティの維持、公共サービスの提供など、まちづくり全般に大きな影響を及ぼすものであります。

一方で、自治体間競争が激しくなる中、住みたい、住み続けたいと思われる魅力あるまちづくりを進めることが、将来にわたり持続可能な自治体運営につながるものと考えております。瑞穂市においては、これまで子育て支援や教育環境の充実、企業誘致や定住促進施策など、様々な取組が進められておりますが、今後の人口動向を見据えたとき、より戦略的かつ総合的な対応が求められると考えます。

昨年10月1日を基準日として実施されました国勢調査の速報値が5月30日に公表されました。瑞穂市は前回調査と比較して283人の増加となり、県内42市町村の中で最も人口が増加した自治体となりました。

一方で、全国的には、人口減少、少子高齢化が進んでおり、瑞穂市においても将来的な人口減少への対応が重要な課題であると考えます。

そこで、質問をさせていただきますが、瑞穂市では人口減少が始まったという声もありますが、令和6年度及び7年度における人口の推移についてお聞きいたします。

○議長（若井千尋君） 企画部長 矢野隆博君。

○企画部長（矢野隆博君） 令和6年度と令和7年度の人口推移について、住民基本台帳の人口推移によって説明いたします。

令和6年度末の人口は5万6,168人に対し、令和7年度末の人口は5万6,192人となっており、24名の増加となりました。以上です。

〔6番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 広瀬守克君。

○6番（広瀬守克君） 24名増加ということでございますが、次の質問のほうに参りますけれども、選挙人名簿登録者数についても定期的に公表されてみえますが、選挙人名簿とは、公職選挙法に基づき、市区町村の選挙管理委員会が作成、管理するもので、選挙権を有する方を登録した公簿であります。選挙人名簿に登録されたことにより、国政選挙や地方選挙において投票することが可能となります。

また、選挙人名簿者数は、有権者数の推移を把握するための指標の一つであり、人口構成の変化や若年層・高齢者層の割合の変動などを分析する際の参考資料としても活用されているということなのでございますが、選挙人名簿について、直近の登録者の状況及びその推移についてをお聞きいたします。よろしく願いいたします。

○議長（若井千尋君） 総務部長 石田博文君。

○総務部長（石田博文君） それでは、広瀬議員の御質問にお答えいたします。

選挙人名簿登録者数ですが、令和7年、昨年6月定時登録では4万4,036人、9月定時登録では4万4,041人でプラス5人、12月定時登録では4万4,024人でマイナス17人、令和8年3月定時登録では4万4,010人でマイナス14人、直近の6月定時登録では4万4,057人でプラス47人となっております。

定時登録ごとにプラスになったりマイナスになったりしておりますが、これを前年同月、令和7年の6月定時登録時と比較しますと、1年間で21人増加していることになります。全体の選挙人名簿登録者数としては、微増傾向にあるというふうに読み取れます。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 広瀬守克君。

○6番（広瀬守克君） 選挙人名簿の数でございますが、本当に増減はございますけれども、これは自然増減ではなく、社会増減ですかね、定住・移住された方が増えておるといふ、そういう

った認識で今捉えましたので、ありがとうございます。

では、次に参りますが、国勢調査の速報値、それと住民基本台帳人口、選挙人名簿登録者数など各種データがございますけれども、国勢調査速報値とは、ちょっと調べさせていただいたんですけれども、国勢調査の集計作業の途中段階において公表される暫定的な集計結果のことですということと、人口や世帯数などの基本的な数値をいち早く把握することを目的として公表されるものであり、その後、詳細な確認や集計を経て確定値が公表されます。そのため、速報値は現時点での人口動向や地域の実態を把握する上で重要な指標となりますが、今後公表される確定値によって数値が修正される場合もありますというのが、国勢調査速報値というものでございます。

また、住民基本台帳人口というものは、市区町村において住民基本台帳に記載されている住民の人口を指して、転入、転出、出生、死亡などの届出に基づいて日々更新される人口データであります。そのため、現在の人口動向を迅速に把握することができ、各種行政施策の立案や人口推計の基礎資料として活用されているというのが住民基本台帳であるということで、あと選挙人名簿、こちらは先ほど話しましたように、選挙人名簿は、これも市区町村の選挙管理委員会が作成、管理するもので、選挙権を有する方を登録した数でございますけれども、そういったデータから、市は現在の人口動向をどのように分析しているのかをお聞きします。特に、社会増減と自然増減の状況をどのように捉えているのかをお聞きします。お願いいたします。

○議長（若井千尋君） 矢野企画部長。

○企画部長（矢野隆博君） 先月末に公表されました国勢調査の速報値によりますと、令和7年10月1日現在の瑞穂市の人口は5万6,671人で、5年前の調査から283名の増加となりました。

県内で人口が増加した自治体は6自治体でありまして、瑞穂市、岐南町、美濃加茂市、富加町、北方町、そして坂祝町であり、瑞穂市は増加数で県内1位の伸びとなりました。

次に、社会増減や自然増減など現況人口の推移の分析については、令和5年度に作成した人口ビジョンや市が作成している市勢要覧データブックを基に説明させていただきます。

自然増減を見ると、これまでは自然増で推移していますが、少子化による出生数減少と高齢化による死亡数増加の影響は避けられない流れであり、近年の自然増の推移は縮小傾向にございます。また、社会増減を見ますと、平成14年と平成18年を除いては社会増で推移しております。

転入転出の要因を見ますと、転入超過では、結婚・離婚・縁組が多くの割合を占めています。一方、転出超過の原因といたしましては、職業上の理由による転出が多いものとなっています。以上です。

〔6番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 広瀬守克君。

○6番（広瀬守克君） ありがとうございます。

自然増減については、本当に出生が少ない、また団塊の世代がたくさんいらっしゃるというところでの減りというのは今後増えていくのかなとは思っておりますけれども、社会増減につきましては、やはりまちづくり、しっかりとした住みよいまちにするために、ぜひ転入者が多くなるということを期待しておるところでございます。

それでは、次のほうに移らせていただきまして、今後、瑞穂市においても人口減少局面を迎えることが予測されます。若い世代の定住促進や子育て世代の流入促進など、人口減少対策をどのように進めていかれるのか、お考えをお聞かせいたします。お願いいたします。

○議長（若井千尋君） 矢野企画部長。

○企画部長（矢野隆博君） これまで瑞穂市では、平成15年に誕生して以来、人口増加を続けてきましたが、国立社会保障・人口問題研究所の人口推計によりますと、令和12年をピークに人口減少に転じる見込みとなっております。また、高齢化率も年々上昇していく見込みとなっております。

その中で、西中地区は既に人口減少が始まっていることから、市では昨年度から西中地区への移住・定住を促進するため、西中地区移住支援ここにしかない暮らし応援補助金制度を始め、昨年度は13件628万9,000円の補助金を行いました。

このほかにも、結婚新生活支援金、空家利活用補助金、東京圏からの移住補助金、地方就職学生支援金などの制度を設けております。

また、昨年度は移住促進パンフレットを刷新しました。また、東京で開催される移住フェアへの出展や中京圏でのPRとしてバンテリンドームでのホームタウンデーを実施するなど様々な施策を実施し、移住・定住対策を進めてまいります。以上です。

〔6番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 広瀬守克君。

○6番（広瀬守克君） ありがとうございます。

今の御答弁の中で、やはり移住していただく、それに対しての補助金をしっかりとつけていただいて、住みよい瑞穂市でございますので、ぜひそういった若い方が入っていただけるような施策をしっかりといただければと思っております。

次に参りますが、現在策定中の、先日も馬淵議員もいろいろと御質問いただいております都市計画マスタープラン及び今年度から策定されております立地適正化計画についてでございますが、都市計画マスタープランについて、またちょっとお話をさせていただきますが、本市が将来どのようなまちづくりを目指していくのか、その基本的な方向を示す都市計画の最上位の方針であります。

人口動態や社会情勢の変化を踏まえながら、住宅地、商業地、工業地などの土地利用の在り

方や、道路、公園、公共交通などの都市基盤整備の方向性を定め、計画的なまちづくりを進めるための指針となるものでありますということで、また近年では、人口減少や少子高齢化への対応、防災・減災対策、環境保全などの視点も重要となっており、持続可能な都市経営を実現するための重要な計画として位置づけられております。

また、立地適正化計画につきましては、人口減少や少子高齢化が進展する中、持続可能なまちづくりを進めていくためには、都市機能や居住機能を適切に誘導し、効率的で利便性の高い都市構造を形成していくことが重要であるということが資料には載っておりますが、そういったところでお聞きいたしますけれども、これらの計画は一般的にコンパクト・プラス・ネットワーク、昨日もそのお話が出ておりますけれども、その考え方を基本とするものと認識はしておるわけですが、瑞穂市においても、穂積駅周辺の都市機能の集約を目的とする考えであるのか、また市内各地域とのバランスをどのように考えていらっしゃるのかをお聞きいたします。お願いいたします。

○議長（若井千尋君） 都市整備部長 坂野嘉治君。

○都市整備部長（坂野嘉治君） 議員の御質問にお答えいたします。

本市では、人口減少や少子高齢化の進展、公共施設やインフラの維持管理コストの増大など、将来的な社会経済環境の変化に対応するため、持続可能なまちづくりを推進する必要があると考えております。

そのため、公共交通の利便性が高く、市内外とのアクセス拠点であるＪＲ穂積駅周辺に、行政、商業、医療、福祉などの都市機能を一定程度集約することは、市民の利便性向上や効率的な行政運営の観点から有効であると考えております。

一方で、本市は市域全体に住宅地や既存コミュニティーが形成されており、都市機能の全てを穂積駅周辺へ集約させることが適切であるとは考えておりません。市民の日常生活を支える生活サービスについては、各地域の実情や特性を踏まえながら維持・確保していくことも重要であります。

したがって、本市としては、ＪＲ穂積駅周辺を都市機能の中核拠点として位置づけつつ、地域の生活拠点との連携を図りながら、コンパクトでありながら市民が暮らしやすい集約型都市構造の形成を目指してまいります。以上です。

〔６番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 広瀬守克君。

○６番（広瀬守克君） 地域の実情に合わせた、そういったものをつくっていくという御答弁でございました。

最後に市長にお尋ねしますが、県内で最も人口が、先ほども企画部長からもお話がございましたけれども、増加したという結果をどのように評価しているのか。また、将来の人口減少を

見据えながら、都市計画マスタープランや立地適正化計画を通じて、交通利便性や教育環境など、瑞穂市の持つ強み、ポテンシャルをどのように生かしたまちづくりを進めていくのか、お考えをお聞きいたします。お願いいたします。

○議長（若井千尋君） 森市長。

○市長（森 和之君） 広瀬守克議員の瑞穂市の人口の動向についての御質問にお答えをさせていただきます。

昨年10月1日を基準日として実施された国勢調査の速報値では、瑞穂市の人口は前回の調査と比較して283人増加し、県内42自治体の中で最も増加した結果となりました。全国的に人口が減少する中、本市がこのような283人増加したということは、今までのまちづくりの成果が、一つの成果の表れだということも受け止めております。

私は、瑞穂市はまだ全体としては人口減少の局面には入っていないということを判断しております。今後とも瑞穂市の人口は微増ながらも増えていく、そんな可能性を持っている瑞穂市だと考えています。

市内では、穂積小学校区を中心として、住宅の開発や分譲地の整備が進み、新たな住宅の建設も続いています。また、瑞穂市は、JR穂積駅を中心とした利便性の高い都市構造を有しており、子育て環境や教育環境の充実と併せて、若い世代から瑞穂市に住んでみたいというような選ばれるまちとなっています。

さらに、人口減少対策には欠かせない企業誘致による雇用の確保も重要だと考えています。近隣自治体では、大規模な工場や事業所の誘致が進められており、瑞穂市は、それらの工場などへ通う通勤圏にも位置することから、働く場所は近隣自治体で、住む場所は瑞穂市というような、そんな流れも期待をしております。現在進められている住宅開発は、その受皿としての役割も果たすものと考えています。

また、自然増減についてお話をしますと、一昨年度、瑞穂市内で亡くなられた方、死亡者の方は656人で、昨年度は606人となり、50人亡くなる方が減少をしています。単年度の比較ではありませんが、瑞穂市の健康寿命の延伸も瑞穂市の強みの一つだと考えています。

瑞穂市の穂積駅を中心とした拠点形成を進めるとともに、駅周辺の基盤整備をさらに進めて利便性を高め、市内各地を公共交通や道路ネットワークで結び、都市機能を適切に配置した暮らしやすい瑞穂市を進めてまいります。高齢者の皆様には、健康づくりや介護予防をさらに推進し、健康寿命の延伸につなげるとともに、若い世代や子育て世代には、暮らしやすさ、子育てしやすい環境、教育環境の充実を図りながら、やっぱり瑞穂市は暮らしやすいと言ってもらえるような、そんなまちづくりを今後とも進めてまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

〔6 番議員 挙手〕

○議長（若井千尋君） 広瀬守克君。

○6番（広瀬守克君） ありがとうございます。

人口減少対策、しっかりと施策をしていただきながら、本当に減少する、瑞穂市は微増のまちではございますけれども、限られた行政の資源を有効に活用していただいて、市民が安心して暮らし続けるまちづくりを進めるためには、やはり先ほどにも出ておりますコンパクト・プラス・ネットワーク、そういったものの視点が重要であると考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次の質問に参りますが、よろしいでしょうか。

次は、近年、全国各地で地震や豪雨災害が頻発し、その被害は甚大化しております。いつ、どこで大規模災害が発生してもおかしくない状況の中、市民の生命と財産を守ることは、自治体に課せられた最も重要な責務の一つであります。

瑞穂市におきましても、防災・減災条例の制定をはじめ、様々な防災対策に取り組まれておりますが、災害は行政だけで対応できるものではなく、市民、地域、事業者、そして行政が一体となって備えることが重要であると思います。また、災害への備えは、単なる危機管理ではなく、安全・安心なまちづくりそのものであり、平時からの取組が災害時の被害軽減につながるものと考えております。

そこで質問をさせていただきますが、まず、災害発生時においてトイレ環境の確保は避難生活の質を左右する重要な課題であります。過去の大規模災害においても、トイレ不足による衛生管理の悪化や健康被害が大きな問題となりました。

そのような中、本市においても移動式トイレカーの導入が予定されていると伺ってはおりますが、災害時における迅速な対応や避難場所、避難所の環境の向上につながる有効な取組であると思います。また、市民の皆様からも期待する声が寄せられてはおると思います。

そこで、移動式トイレカーの導入に向けた現在の進捗状況並びに納品スケジュールについてお聞きいたします。

○議長（若井千尋君） 矢野企画部長。

○企画部長（矢野隆博君） トイレカーについては、昨年契約いたしまして、今年の4月にやっとベースになる車両が製作工場に納入されました。

現在は艀装の製作に入り、今後、調整や検査を経て、年度内、9年の3月までには納車をしたいと考えております。以上です。

〔6番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 広瀬守克君。

○6番（広瀬守克君） 今年度内ということで、まだ決まっていないということですね。本当にいつ災害が起きるか分からないので、早めに納品していただけるといいかなと思っております。

そのトイレカーについてでございますが、災害時だけではなく、それ以外での利用というのはどうでしょうか。お願いいたします。

○議長（若井千尋君） 矢野企画部長。

○企画部長（矢野隆博君） 災害時以外の利活用ということですが、イベント開催時などで既設のトイレが不足する場合での活用を考えております。例えば防災訓練や水防訓練、またふれあいフェスタや環境フェア、また夜市などでの活用を想定しており、平時からトイレカーを活用し、操作等の運用訓練も兼ねながら、また今年度給水車も購入いたしますので給水車と併せて災害時の備えをより確実にするものと考えています。

そして、トイレカーの使用後の車両清掃や貸出ルールのマニュアルを現在作成しております、平時から設備の有効性を高めつつ、災害時には確実に役割を果たすことができるよう体制を整えていきたいと考えております。以上です。

〔6 番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 広瀬守克君。

○6 番（広瀬守克君） トイレカーについては、災害時だけではなく、そういったイベントとか、そういったものにも活用していくという、今お考えをお聞きしましたけれども、やはり大事なのは使った後ですね、清掃、そういったところで次の人が心地よく、気持ちよく使っていただけるような、そういったマニュアルというものを作っていただけると安心して使えるのではないかなと思っております。

それでは、その次に参りますが、今もお話が出てはおったんですけれども、給水タンクのことでございますけれども、水の確保、市民生活を支える最も重要な課題の一つでもあります、特に大規模地震などによって断水が生じた場合、飲料水や生活用水の確保は避難生活の質や市民の健康に直結するものであるということなんですけれども、そのような中、本市では、今年度、給水タンクの導入が予定されているということでございます。災害時における応急の給水体制の強化につながるものとして大いに期待するところではあります。

そこでお尋ねですが、今年度購入予定の給水タンクのスケジュールについてお聞きいたします。お願いいたします。

○議長（若井千尋君） 上下水道部長 工藤浩昭君。

○上下水道部長（工藤浩昭君） 給水車については、現在購入の手続を進めており、7 月もしくは 8 月に契約できる予定で、年度内の納車を予定しております。しかし、このような社会情勢ですので、年度内に納車されない可能性も想定しております。以上です。

〔6 番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 広瀬守克君。

○6 番（広瀬守克君） いや、そんなこと言わずに 7 月、8 月には入れてもらわんとということ

で、行政からもしっかりと言ってもらって、早めにタンクのほうは。いつ起きるか分からんしね、災害というのは。早めに用意していただいたほうがいいと思います。年度内と言わず、早めをお願いをいたします。

また、災害時以外に、こういった給水タンクについての利用というか、そういったものはあるのか、お聞きいたします。お願いいたします。

○議長（若井千尋君） 工藤上下水道部長。

○上下水道部長（工藤浩昭君） 給水車の緊急時や災害時以外の利用については、他の自治体の例を見ても、実際の使用頻度はそれほど高くないと考えております。ただ、いざ緊急時や災害時に車両の運転も含めて操作がおぼつかないようでは困りますので、平常時に操作に慣れておく必要がありますし、給水車の存在を市民の方に知っていただくことも大切であると考えております。

そのため、平常時において定期的に車両を運転し、圧力ポンプ等の操作を行うことが大切だと考えております。そのような訓練も兼ねまして、トイレカーと同じ答弁にはなりますが、防災フェアや環境フェア、みずほふれあいフェスタ、防災訓練などに出向き、実際に市民の皆様は給水車の存在を知っていただくとともに、我々の操作技術の向上に努めていく機会にしたいと考えております。以上です。

〔6 番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 広瀬守克君。

○6 番（広瀬守克君） 本当に市民の方にしっかり周知してもらうのが大切でございます。広報だけではなかなか周知されないことも出てきますので、やはりそういったフェアとか、そういった催物、イベントなんかのときに展示なりをしていただいて、ぜひ皆さんに知っていただくというのが大事だと思っております。よろしくをお願いをいたします。

次の質問に参りますが、地下水の活用についてお伺いをいたしますが、本市は豊かな地下水に恵まれた地域でありまして、日常生活や産業活動においても貴重な地域資源として活用されております。

一方で、大規模災害が発生した上水道施設に被害が生じた場合には、飲料水や生活水の確保が大きな課題となります。近年では、自治体が民間事業者や井戸所有者と協定を締結し、災害時に地下水を生活用水や応急給水に活用する取組も進められております。また、防災井戸として登録・整備し、地域住民の安心につなげている事例も見受けられます。

この地下水については、以前、令和6年3月の定例会で若園議員が質問されております。これは能登半島地震があったときの対応と瑞穂市の防災対策ということで質問をされておりますが、そのときの答弁者は磯部企画部長がされております。答弁の内容についてはちょっと省略をさせていただきますが、あと、令和6年12月に鳥居議員も個人所有の井戸の活用方法につい

ての質問をされております。どちらも個人の所有の井戸であるということで、御近所同士での顔の見える関係を築き、支え合っていく共助を進めていくことがという答弁でございました。

そういったこともございますが、今回そういったところで、災害時において、その地下水を利用されている家庭というか、そういったところについて把握されているのかをまずお聞きいたします。お願いいたします。

○議長（若井千尋君） 矢野企画部長。

○企画部長（矢野隆博君） 井戸をはじめとした地下水は、災害時等に水道が断水した場合、その復旧までに活用できる非常に有用な水源と考えております。

このような中、現在、個人所有の井戸水を利用している住宅が相当数あることは推測され、昨年度の水道事業報告によると水道普及率が約88%でありますので、令和7年3月末の世帯数2万3,756世帯から単純計算しますと、少なくとも約2,850世帯が井戸水を利用していると推測していますが、個々の把握まではしておりません。以上です。

〔6番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 広瀬守克君。

○6番（広瀬守克君） ちょっと早口で数字が読めなかったんですけど、2万3,000世帯でしたか。もう一度お願いします。

○議長（若井千尋君） 矢野企画部長。

○企画部長（矢野隆博君） すみませんでした。

昨年度の水道事業普及率が88%です。市内全体では88%が水道普及しておりまして、令和7年度3月末の世帯数が2万3,756世帯ということですので、少なくとも単純計算では12%の方が井戸を使っているのではないかとということで、約2,850世帯が井戸水を利用しているのではないかと推測しております。以上です。

〔6番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 広瀬守克君。

○6番（広瀬守克君） ありがとうございます。2,850世帯ですね。

有事の際には、地下水を利用されている方に対して、電気が遮断された場合になかなか水道も出てこないということになった場合には、やはり地下水というのが生きてくるんで、そういったところで地下水は重要なことではないかなとは思っておるんですけども、そういった中で、只越の私の近くに、用水のところに自噴しているところもあるんです。皆さん、瑞穂にお住まいの方は通られたこともあるかも分からないですけども、そういった自噴をしている、そういったところの市としての確認、またその自噴したところによっては、地下水というのはいろいろ検査も必要にはなってくると思うんですけども、そういった自噴している家が多々あると思うんです。今の言う用水にも出ているというようなことで、もともと昔、瑞穂市とい

うのは、私の小さい頃なんかですと、本田団地ができる前なんか、あそこはもう噴いていたところなんで、結構そういった井戸水を利用されている2,850世帯とおっしゃるんですけども、それ以上あるかも分からないですけど、そういったところは結構あると思うんですけども、そういう自噴している家庭があるんですけども、そういった自噴をしている家の確認というか認識というか、市の対応としてどうでしょうか。お聞きいたしますけれども。

○議長（若井千尋君） 矢野企画部長。

○企画部長（矢野隆博君） 各家庭において自噴している水については、その家庭で、まずは自助として、災害時は自助として、そして地域で分け合って助け合う共助として御活用いただくことがとても有用であると考えております。

また、公助といたしましては、現在、瑞穂市に水道の水源地がございまして、水源地の配水池の水や各小中学校の受水槽の貯留水を利用し、また国や県から支援される水を活用することも想定しております。災害時において重要なのは、自助・共助・公助、それぞれの立場でできることをやり切ることが防災における重要なことだと考えております。そのためにも、ふだんからの顔の見える関係性を構築しながら、地域コミュニティの醸成を推進していきたいと考えております。以上です。

〔6番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 広瀬守克君。

○6番（広瀬守克君） やはり、自助・共助、そういったところの共助が大切だなという今お話だと思っておりますけれども、市としてもぜひそういった水というのが一番大切になってくるので、しっかりと今後も把握していただけるといいかなとは思っておりますが、今回質問をさせていただいたこと、トイレカーの導入、災害時における地下水の活用、そして人口減少対策について質問させていただきましたけれども、この課題はそれぞれ異なる分野には見えるんですが、いずれも市民の皆様が安心して暮らし続けられるまちづくり、そして未来の瑞穂市を支えていくため欠かすことのできない重要な施策であると考えております。

近年、全国各地で自然災害が頻発して、防災・減災への備えはますます重要となっており、災害時におけるトイレの環境の確保や地下資源である地下水の活用は、市民の命と健康を守るための大切な取組であります。

また、人口減少への対応は、本市の将来を左右する最重要の課題であると思います。今後も長期的な視点に立った施策の推進が求められてまいります。本日の質問は、市民の皆様の安全・安心の向上と本市の、瑞穂市のさらなる発展につながる議論の一助となることを願っております。

私の質問はこれで終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○議長（若井千尋君） 6番 広瀬守克君の質問を終わります。

議事の都合によりしばらく休憩いたします。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時55分

○議長（若井千尋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

5 番 今井充子君の発言を許します。

今井充子君。

○5 番（今井充子君） 議席番号5 番、創緑会、今井充子です。

傍聴にお越しいただきました皆様、そしてユーチューブを御覧いただいている皆様、ありがとうございます。

本日は、穂積小学校の6 年生の皆さんが傍聴にお越しいただきました。私が初めて傍聴に来たときには、議員になる前でしたけれども、そのときに思ったのは、なぜ男性ばかりの議場なんだろうと思いました。そのときは、実は前に今座っていらっしゃるこちらの議員さん全員男性で、こちらの執行部にも女性は一人もおりませんでした。そして今は、議場には議員が18人のうち1 人が女性、そしてこちらの執行部にも1 人の女性がいらっしゃいます。

なぜ女性がいらないのだろうという疑問が、私はそのときに印象的でした。皆さん、今傍聴席には男の子も女の子も、そして男性も女性も満遍なくいらっしゃいます。それなのに、なぜなんだろうというのが、何度も何度も思ったのを覚えております。そんななぜだろうが、これからの瑞穂市を考えるきっかけになることを願いながら進めさせていただきます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

今回、2 つの大きな質問をさせていただきます。

1 つ目は、プレコンセプションケアについて質問をいたします。

プレコンセプションケアという言葉をお聞きになった方もいらっしゃると思います。プレコンと訳されることも多いのですが、将来の妊娠や出産を含め、自分らしい人生の選択をするために、若い頃から体や健康について正しい知識を持ち、健康管理を行うこととされております。対象は、もちろん女性だけではなく、男性も含め、自分の身体を知り、将来の働き方や家庭生活、人生設計などを考えるための基礎となるものです。

しかしながら、残念ながらその認知度は決して高くありません。国の資料では、若年層における認知度は1 割未満となっております。そのため、こども家庭庁では、昨年、プレコンセプションケア推進5 か年計画において、若年層の認知度を8 割以上にしようと掲げております。

私自身、結婚相談所を運営する中で、子供というのは授かればいつでも授かるものだと思っていたとか、もっと早く正確な情報を知っていたら違う人生設計ができたかもしれないという後悔の声をたくさん聞いてきております。結婚をするのかしないのか、そして子供を持つのか持たないのか。これは個人が選択することであり、行政が決して誘導すべきことではあり

ません。しかし、その選択をする上で知識は必要です。知らずに選択をするのと、知った上で選択をするのでは大きな違いがあります。

また、プレコンセプションケアには妊娠や出産ということだけではありません。若い世代の健康づくり、生活習慣病予防、そして将来のライフデザイン教育にもつながる取組です。

そこで、本市の現状と今後の方向性について質問をさせていただきます。

もう一点は、瑞穂市における私立保育所への補助金について、特に医療的ケア児の受入れ体制の整備という観点から質問をいたします。

近年、医療の発展により、かつては残念ながら救えなかった小さな命が救われるようになってきました。NICUなど周産期医療の充実により、多くの子供たちが成長できるようになった一方で、人工呼吸器や胃ろう、そしてたんの吸引など、日常で医療的ケアが必要としながら地域で生活している子供たちも増えております。

厚生労働省などの統計によりますと、全国の医療的ケア児は平成17年では約1万人いました。そして、令和3年には約2万人となり、この15年あまりで倍増しております。皆さんも御承知のように、少子化が止まらなると問題視されておりますが、生まれてくる子供の数は減少しているにもかかわらず、医療的ケア児は増加しているのです。

2022年、国連の障害者権利委員会では、日本に対して難病や障害のある子供たちとそうでない子を切り離し、別々の環境で教育する仕組みである分離教育を是正し、インクルーシブ教育への転換を求める勧告が出ました。その結果、文部科学省の調査では、地域の学校や幼稚園等で学ぶ医療的ケア児も年々増えており、障害を持つ子や医療的ケア児が特別な施設の中だけではなく、地域の中で生活することが当たり前となりつつあります。

令和3年には、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が施行され、自治体は医療的ケア児とその家族への支援に努める責務が明確になりました。私は、医療的ケア児の支援とは、単に福祉政策だけではなく、子供たちが地域で育ち、保護者が安心して働き、暮らせる環境を整える、まさに子育て支援そのものであると考えております。

このような観点から、詳しくは質問席にて質問をさせていただきます。

それでは、プレコンセプションケアに対する本市の現状と今後の方向性について具体的に質問を進めさせていただきます。

私は、このプレコンセプションケアという考え方は、新しい施策を一から始めるというお話ではないと思っております。瑞穂市では、これまでも子供たちの命や家庭、そして将来の人生について考える教育や体験活動を数多く行ってきました。また、健康づくりに関しても、ライフステージに応じた様々な取組が進められております。そうした瑞穂市のよい取組を土台として、今後さらに人生を主体的に選択できるための知識を若い世代に届けることができれば、ウェルビーイング瑞穂の実現にもつながるものと考えております。

そこで、まず、本市はプレコンセプションケアをどのように認識しているのか、お尋ねします。

○議長（若井千尋君） 健康福祉部長 佐藤彰道君。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） 失礼いたします。今井議員の御質問にお答えをさせていただきます。

プレコンセプションケアに対する認識についてでございますが、プレコンセプションケアとは、妊娠の有無や性別に関係なく、適切な時期に、性や健康に関する正しい知識を持ち、妊娠・出産を含めたライフデザイン（将来設計）や将来の健康を考えて健康管理を行う取組のことでございます。

若い世代が、早い段階から性や妊娠に関する正しい知識を身につけ、将来のライフプランを考えながら、日々の生活や健康と向き合うもので、自らの健康管理の観点からも大切なことであり、人生100年時代に自分らしい幸せ（ウェルビーイング）を実現するための新しいヘルスケアとして注目されていると認識をしております。以上でございます。

〔5 番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 今井充子君。

○5 番（今井充子君） 御丁寧に説明いただき、ありがとうございました。私と認識が一緒で安心しました。

では、若年層への健康教育やライフプラン教育の現状について、現在、瑞穂市ではどのような課題を認識していらっしゃるのでしょうか。教えてください。

○議長（若井千尋君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） 若年層への健康教育やライフプラン教育の現状についての課題といたしましては、特に若い女性の痩せは、骨量の減少、低出生体重児出産のリスクなどの関連があることも踏まえ、妊娠前からの望ましい食生活の実践など、適切な健康管理に向けての取組が必要だと考えております。

また、女性はライフステージごとにホルモン量に変化し、様々な健康問題に直面をいたします。女性の体の仕組みや変化を理解し、若い頃からの健康づくりへの取組は重要であると考えております。

このことから、若い段階からの意識を高めるための健康教育やライフプラン教育が大切なことから、適正な教育の方法について、関係部署が連携して検討していく必要があると思っております。以上でございます。

〔5 番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 今井充子君。

○5 番（今井充子君） 若い女性の体型、特に痩せ過ぎているということが大変問題になってい

るということも共有していただき、ありがとうございました。

本市としてプレコンセプションケアを推進する意義はどのようにあるとお考えでしょうか。

○議長（若井千尋君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） プレコンセプションケアを推進する意義についてでございますが、1つ目に、妊娠前に正しい知識を身につけることで、健康な妊娠と出産の準備ができること、2つ目に、低栄養による痩せなど若い世代に栄養に関する知識の普及を行うことで健康維持・増進につなげられること、3つ目に、性に関する知識の普及により、感染症予防や異性への尊重とそれぞれの体の違いに対する理解が進むなどが上げられます。

プレコンセプションケアの推進は、個人の健康の質を高めるだけでなく、社会全体の健康課題の軽減にも直結しております。また、妊娠を希望する全ての人々にとって、積極的な健康管理を促す重要な取組であり、国からもプレコンセプションケア推進5か年計画が示され、今後、国、地方公共団体、企業、教育機関、国立成育医療研究センターなどの専門機関及び関係機関が、それぞれの役割に応じて推進していくものであると認識しております。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 今井充子君。

○5番（今井充子君） ありがとうございます。

では、その推進について1つ。岐阜県では、プレコンセプションケア出前講座を実施しております。県の担当課へ確認したところ、昨年度は約15回程度実施され、高校生から大学生を主な対象としているとのことですが、例外的に小学生への実施事例もありました。また、本市では朝日大学での実施があったそうです。

しかし、出前講座を務める保健師さんは、通常業務を抱えながら対応しているために、県としても実施回数には限界があり、各市町村にも取組を広げてほしいというオフレコのような感想もいただきました。

ちなみに、私自身、こども家庭庁が実施するプレコンサポーター養成講座課程を修了し、プレコンサポーターとなって活動しております。このような、私のような一般的なプレコンサポーターは、適切な情報の提供や専門機関への紹介や窓口となつてつないでいくという支援ができますが、医師、保健師、助産師、栄養管理士などのいわゆる専門職のプレコンサポーターにしかできない役割がたくさんあります。

そこでお伺いいたします。

県の出前講座について、本市はどのように認識していらっしゃるでしょうか。

○議長（若井千尋君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） 県のプレコンセプションケアの推進についてでございますが、

まず令和7年度から、県内の大学、短大、専門学校、高等学校などの若者を対象にプレコンセプションケアの出前講座を実施しておられます。昨年11月から今年3月にかけて、県内の看護系大学など8校を対象に出前講座が実施されました。朝日大学におきましても、昨年11月17日に岐阜保健所から講師を招き、講演会が開催されました。学生及び教職員約90名が参加したと報告されております。

また、令和8年5月の岐阜地域食生活改善推進委員協議会総会におきましては「食が導く女性の健康」と題して助産師よりプレコンセプションの視点から講演されており、プレコンセプションケアへの取組が各方面で広がっており、重要性が高まってきていると実感をしております。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 今井充子君。

○5番（今井充子君） 今教えていただきました。広がってきているということですが、先進自治体の例を挙げさせていただきますと、例えば静岡県の藤枝市では、小学校の4年生から6年生を対象にして、また中学生も対象として子ども・子育て支援交付金を利用しながら、令和4年から講座を行っております。これは特別藤枝市だけのことではなく、新潟県の燕市などでも中学生にも実施しております。

このような形で、本市独自で保健師等による講座などを実施する可能性について、どのようにお考えかお尋ねします。

○議長（若井千尋君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） プレコンセプションケアの推進は大変重要であると認識をしており、普及に向けた講座等の開催の必要性を感じております。市独自の保健師等による講座開催につきましては、まずは、どのような対象（年代）に、どのような内容で実施していくのか、体制づくりから始めていきたいと思っております。早い段階での開催に向け、関係部署が連携して検討していきたいと考えております。

なお、講座の開催に当たりまして、指導者側の知識の習得も必要となることから、岐阜保健所から講師を招くなど、県と連携を図りながら進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 今井充子君。

○5番（今井充子君） ありがとうございます。

講師を招いて学んで、次に進めていくという力強いお話をいただきました。私が受けておりますプレコンサポーター養成講座も、専門職用のアドバンス講座というのも無料で受けられますので、ぜひ皆様受けていただけるとうれしいなと思います。

それでは、本市の小・中学校でのお話をさせていただきます。

小・中学校では、キャリア教育や職場体験学習などが行われております。これらは長い人生を考える上で大変重要な取組だと思っております。しかし、人生は進学や就職だけで成り立つものではありません。健康的なことや家庭生活、また人によっては結婚や出産、そして介護なども含まれて人生です。私は、人生の土台を考える教育という視点も必要なのではないかなと考えております。

そこでお伺いいたします。

教育委員会は、ライフデザイン教育をどのように捉えていらっしゃいますでしょうか。

○議長（若井千尋君） 教育長 服部照君。

○教育長（服部 照君） ライフデザイン教育という名称自体は、学習指導要領に明確に位置づけられているものではございませんが、自らのよさや可能性を理解し、自分らしい生き方や将来の在り方について主体的に考える力を育むことと捉えています。

その趣旨は、教科の授業や総合的な学習の時間、特別活動、自らの将来や生き方について考えるキャリア教育などの取組と深く関連するものと認識しております。

例えば、小学校の家庭科では、自身の成長や家族との関わり、家庭生活が家族の協力によって成り立っていることなどを学んでおります。また、中学校技術・家庭科の家庭分野では、幼児の生活と家族、家庭と地域社会との関わりについて学び、将来の生活や家庭の在り方について考える力を育成しております。

さらに、総合的な学習の時間や特別活動においては、児童・生徒が将来の生き方や働き方、家庭や地域との関わりについて考える機会を充実させております。その一環として、岐阜県子ども・女性部男女共同参画推進課が作成したライフデザインに関する啓発冊子を市内中学2年生に配付し、仕事や結婚、子育てを含めた人生設計について学ぶ機会を提供しております。

教育委員会としましては、ライフデザイン教育に関わる内容については、キャリア教育を基盤としつつ、県が示す資料等も活用しながら、各教科や総合的な学習の時間、特別活動など、学校の教育活動全体を通じて、子どもたちが自らのよさや可能性を理解し、自らの人生や将来について主体的に考えることができるよう、指導の充実に努めていきたいと考えております。以上です。

〔5 番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 今井充子君。

○5 番（今井充子君） 教育長の御丁寧な御答弁ありがとうございます。次の質問も答えていただいているのかなと思いますけれども、一応質問させていただきます。

現在の教育課程の中で、将来の人生設計について考える機会はどのように設けられていますか。また、健康や家庭形成も含めたライフデザイン教育の充実について、どのようにお考えで

しょうか。

○議長（若井千尋君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） まず、教育課程の中での人生設計についてですが、特定の教科や領域として独立して設けられているものではございませんが、学習指導要領に基づくキャリア教育の一環として、総合的な学習の時間や特別活動、さらには各教科等の教育活動を通じて計画的に実施しているところでございます。

まず、総合的な学習の時間においては、自らの生き方や将来の職業について考える学習をはじめ、地域で働く人々との交流、職場見学や職場体験活動などを行っております。身近な大人の生き方に触れたり、実際の職業や働く現場を体験したりすることで、社会とのつながりや働くことの意義について理解を深め、自分はどのように生きていきたいのかという視点を育むことが、将来の人生設計へとつながっていくものと考えております。

また、県が作成したライフデザインに関する啓発冊子を活用し、自らの将来像を描きながら、仕事や家庭、地域との関わりを含めた人生設計について考える機会も設けております。

特別活動におきましては、学級活動や進路学習を通じて、自らの適性や将来の目標について考える場を設けております。自分の特性や興味・関心を見詰め直し、必要な情報を収集したり体験したりする中で、将来の生き方や進路について主体的に考える力を育んでおります。

特に中学校では、高等学校への進学やその先の進路選択を見据え、自らの興味・関心、能力、将来の希望を踏まえながら、主体的に進路を選択する力を育成する取組を進めているところでございます。

教育委員会としましては、こうしたキャリア教育を通じて、子供たちが自らの可能性を理解し、職業選択のみならず、家庭形成や地域社会との関わりを含めた将来の生き方について主体的に考える力を育むことが重要であると考えております。

次の健康や家庭形成を含めたライフデザイン教育についてですが、子供たちが将来に希望を持ち、自らの人生を主体的に選択していくために、極めて重要な視点であると認識しております。

学習指導要領におきましても、健康の保持増進に関する内容は、小学校の体育科、中学校保健体育科を中心に、運動・食事・休養・睡眠の調和の取れた生活習慣の形成や、心身の健康の保持増進について学ぶ機会が位置づけられております。

また、小学校家庭科や中学校技術・家庭科（家庭分野）においては、食生活や家族の役割、家庭生活の営みについて学習するなど、家庭形成に関わる基礎的な学びが組み込まれています。さらに、特別活動や総合的な学習の時間においては、自らの生き方や進路、社会との関わりについて考える取組を進めているところでございます。

教育委員会としましては、健康、家庭、仕事、地域との関わりといった要素は、いずれも将

来の人生設計を考える上で欠かすことのできない重要な柱であると考えております。そのため、ライフデザイン教育の内容については、各教科や学校教育活動全体を通じて、発達段階に応じた学びを積み重ねていくことが重要であると認識しております。

今後も保護者や地域の方々、市の関係課をはじめとする関係機関との連携を一層強化し、それぞれの専門性や経験を生かして子供たちの学習機会の充実を図ってまいります。こうした取組を通じて、子供たちが健康や家庭形成を含めた将来の生き方について主体的に考え、自らの人生を切り開いていく力を育むことができるよう、引き続き取り組んでまいります。以上です。

〔5 番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 今井充子君。

○5 番（今井充子君） 教育長のお言葉の中に、自分はどのように生きていくのかと考える機会をつくっているということで、我が家では15年ほど前なんですけれども、穂積北中学校で実施されております保育体験を息子たちが参加させていただきました。その際に、私もPTAボランティアとして見守った経験があります。市内で長年活動されているキッズスクエア瑞穂の皆様の御尽力により、市内中学校にて長きにわたり実施されている取組です。兄弟が少ない時代です。乳幼児に触れたことがないという中学生も少なくはありません。

先日、キッズスクエア瑞穂の理事長のセミナーに参加する機会があり、保育体験のお話も伺ってきました。例えば、保育体験の中で子供たちが言った言葉の中に、赤ちゃんとてもかわいい、だけど訳も分からず泣いて暴れるし、長時間だっこしていると腕が痛い。そして何をしても泣きやまないと自分も悲しくなるし、不安に襲われる。でも、下に置いたり投げ出すこともできず、誰かに助けてほしいと思った。そんなお話を聞かせていただきました。

その体験を通じて、スーパーで赤ちゃんを抱えている保護者を見たときに、大変そうだなとか、何か手伝うことないかなと考えられるようになる子供が増えた。そうした他者理解にもつながるというお話に、私は大変共感をいたしました。これはまさに人間形成につながる教育であり、プレコンセプションケアやライフデザイン教育の一部を本市が既に民間団体と共に長年実践してきた事例です。

そこでお伺いいたします。

教育委員会として、保育体験事業の意義をどのように評価し、体験活動を今後どのように継続、発展、そしてサポートしていくのか、お考えを教えてください。

○議長（若井千尋君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 保育体験事業につきましては、中学生が乳幼児と直接触れ合う体験を通じて、命の貴さや他者への思いやりを育むとともに、将来の家庭生活や子育てについて考える契機となり、ライフデザイン教育の観点からも重要な取組であると認識しております。

本市では、平成17年度（2005年度）より、NPO法人キッズスクエア瑞穂と連携し、継続し

て保育体験事業を実施してまいりました。本事業では、中学校3年生が乳幼児や保護者と触れ合うことにより、子供の成長過程や保護者の思いへの理解が深まり、思いやりや責任感、他者を尊重する心が育まれます。これらは、将来の家庭形成や働き方、生き方を考える上で不可欠な視点であり、自らの人生をどのように築いていくかを考える学びにつながるものであります。

教育委員会としましては、本事業は生徒の豊かな人間性を育むだけでなく、家庭や地域社会の役割を理解し、自らの将来像を主体的に描く力を育むことができ、自分の人生を考えていく上で有意義な取組であると捉えております。

今後につきましては、これまで本市が積み上げてきた保育体験事業の成果を生かしつつ、関係機関との連携を一層深め、児童・生徒の発達段階や学校の実情に応じた体験活動の充実を図ってまいります。また、保育体験をはじめとする多様な体験活動を通して、子供たちが命の貴さや家庭・地域の役割を理解し、自らの将来や生き方、家庭形成について主体的に考えることができるよう、ライフデザイン教育の視点を教育活動全体に位置づけながら、より質の高い学びの実現に努めてまいります。

〔5番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 今井充子君。

○5番（今井充子君） ありがとうございます。

このようなすばらしい取組のある瑞穂市の中で、今後、市独自またはこのように民間団体との連携によるライフデザイン教育の可能性をどのようにお考えでしょうか。

○議長（若井千尋君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 先ほど申し上げましたとおり、NPO法人キッズスクエア瑞穂をはじめとする民間団体は、子育て支援に関する専門的な知見や豊富な経験、そして幅広い地域ネットワークを有しており、学校だけでは得ることのできない学びの機会を提供していただいております。

こうした専門性を生かし、学校と民間団体が連携することで、中学校技術・家庭科（家庭分野）の学習において、幼児が喜ぶおもちゃを製作して共に遊ぶ活動や、幼児の成長過程を遊びを通して体験的に学ぶ活動などを行い、実践的で充実した学習機会の創出につながっております。

このような民間団体との連携は、子供たちの学びを豊かにするだけでなく、地域全体で子供たちの成長を支える教育環境の充実にも寄与するものであります。加えて、仕事や家庭、子育て、地域との関わりなどについて実体験を通して学ぶ機会を提供できることから、児童・生徒が自らの将来や生き方、家庭形成について主体的に考えていく機会を推進する上でも大きな意義を有する取組であると考えております。

教育委員会としましては、本市がこれまで培ってきた地域との協働の強みや、民間団体が有

する専門的な知見を生かしながら、児童・生徒が自らの将来や生き方について主体的に考えることができるよう、教育活動の一層の充実に努めてまいります。

〔５番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 今井充子君。

○５番（今井充子君） ありがとうございます。

それでは、この質問の最後に市長にお尋ねいたします。

今回私が質問してきたプレコンセプションケアですが、何度も繰り返しますが、これを妊娠・出産のための施策とは私は捉えておりません。結婚するかどうかや子供を持つかどうか、これは個人一人一人が決めることです。しかし、その選択の中で知識が必要です。知らないまま選択をするのではなく、知った上で選択ができる環境をつくること。これが教育や行政の役割の一つだと思っております。

また、本市では、先ほど御紹介いただきました、私も御紹介させていただきましたキッズスクエア瑞穂の皆様による長年にわたる保育体験など、子供たちが命や家庭について考える貴重な取組も行われています。その延長線上にプレコンセプションケアがあると感じております。

ウェルビーイングとは、単に健康であることや経済的に豊かであることだけではなく、自分らしく幸せに生きることだと理解しております。そのためには、自らの人生を主体的に選択するための知識も必要です。

そこで市長にお尋ねします。

若い世代が健康や人生設計について学び、自分らしい選択ができる環境づくりについて、市長はどのような思いをお持ちでしょうか。また、その実現に向けて、プレコンセプションケアの考え方を本市の施策の中に取り入れていくことについて、市長のお考えをお聞かせください。

○議長（若井千尋君） 市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 今井議員のプレコンセプションケアの御質問にお答えをさせていただきます。

プレコンセプションケアとは、妊娠前の健康管理にとどまらず、性別を問わず思春期から成熟期にある全ての方が、性や健康に関する正しい知識を持ち、自らの将来設計や健康について主体的に考え行動するための取組であると同時に、人生のウェルビーイングを高めるための取組と位置づけなければならないということを思っています。健康部門、母子保健部門、教育部門が連携しながら、それぞれのライフステージに応じた切れ目のない支援を行い、市民一人一人が健康で自分らしく、希望を持って暮らせる瑞穂市をつくっていかなければならないということを思っております。

瑞穂市では、これまでも母子保健事業や健康診査事業、不妊治療などに取り組んできましたが、プレコンセプションケアの視点に立てば、妊娠が分かってからの支援だけでなく、もっと

早い段階からの健康づくりが重要であり、今後そのためには若い世代に対する健康教育やライフデザイン教育の充実を図り、妊娠や出産だけでなく、食生活や運動習慣、メンタルヘルス、生活習慣病などの予防も含めた総合的な健康づくりの啓発をしていかなければならないということも思っています。

将来を担う若い世代の方が、安心して結婚、妊娠、出産、子育てが選択できる環境を整えることは、少子化対策のみならず、持続可能な地域社会への実現につながるものだということを思います。

今回の御質問で、関係部署から講師を招き、講座を開設する。そして先ほど議員の御質問にあった子ども・子育て交付金の活用などもしっかり財源なども視野に入れながら、遅れることのないように、そしてそれぞれの関係部署がばらばらに事業をしていては、このプレコンセプションケアは成り立たないということを思っておりますので、一体としてこれからは計画づくりをしていくということが必要ではないかということを思い、お答えとさせていただきます。

〔5 番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 今井充子君。

○5 番（今井充子君） 今回質問させていただきましたプレコンセプションケアについてですけれども、御答弁をいただきました市長をはじめ、皆様が重要だというふうに認識を一致していただいたことに大変うれしく思います。そして、何度もプレコンセプションケア、とても言いにくいです。このせりふ、かんで申し訳なかったんですけれども、プレコンといえば、みんなが分かるほど認知が広がればいいなと思いながら、かみながら何度も言って失礼いたしました。では、次の質問に移らせていただきます。

次の質問は、地域子育て支援センター事業及び保育体制強化事業についてお聞きします。

地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図る地域子育て支援センター事業は、子育て世代の孤立防止や相談支援、交流の場の提供などを行う重要な事業です。また、保育体制強化事業は、保育士資格を有しない補助者を配置することで、保育士が保育に専念できる環境を整え、負担軽減や離職防止につなげる事業です。少子化が進む一方で、保護者が求める支援は多様化しており、保育現場に求められる役割は年々大きくなっております。

そこで、地域子育て支援センター事業及び保育体制強化事業について、それぞれの事業内容と現在の実施状況をお聞きします。そして、市として現状の実施体制で十分に市民のニーズへ対応できていると考えているのかお聞きします。

○議長（若井千尋君） 教育委員会事務局長 磯部基宏君。

○教育委員会事務局長（磯部基宏君） 失礼いたします。

地域子育て支援拠点事業の現状につきましては、現在市内では公立保育所で1か所、私立保育施設で4か所の計5か所で地域子育て支援センターが開設されております。令和7年度の市

内合計利用延べ利用者数は親子合わせて3万2,566人でありました。大変多くの子育て中の親子に利用していただいております、各施設、毎月工夫を凝らした講座やイベントを実施しており、多くの参加をいただいております。

また、子育て相談も行っており、それぞれの子育て家庭の目的に応じた利用の仕方ができ、未就園の子育て家庭の多様なニーズに応えることができていると考えております。今後も、さらなるニーズにお応えできるよう調査・研究を行ってまいりたいと思っております。

次に、保育体制強化事業につきましては、当該事業は保育士の負担軽減のために遊具・給食・寝具の準備・片づけ等を行う保育支援者を雇用・配置する事業でございます。国では、この事業に対する補助制度があり、当市においては、これを活用し、瑞穂市私立保育所等補助金交付要綱に基づいて補助対象となる条件を満たす私立保育施設に補助をしております。また、公立保育所においても、この事業に準じる職種の会計年度任用職員として、保育補助員を現在6名雇用しており、保育に係る周辺業務を保育補助員が行うことで保育体制の強化を図っております。

〔5番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 今井充子君。

○5番（今井充子君） 地域子育て支援センターの利用が昨年3万2,000人、とてもたくさんで驚きました。

では、この事業の拡大についてもお聞きします。

今教えていただきました地域子育て支援センターは、やはり子育て世帯の孤立の防止や虐待防止といった観点からも大変重要な役割を担っていると教えていただきました。また、保育体制強化事業による保護者支援や保育士の負担軽減は、保育の質の向上に直結すると思います。特に、保育士不足が全国的に課題となる中、本市でももしかしたら土曜保育の充実や育休退園のお話の中でも、保育士の確保がというようなお話がいつも上がってきておりますが、保育体制強化事業は極めて有効な施策だと考えております。

そこで、今後これらの事業に取り組みたいと考える民間保育所が今後もあった場合、市として積極的に支援をし、実施施設を増やしていく考えがあるのかお聞きします。

○議長（若井千尋君） 磯部教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（磯部基宏君） 失礼いたします。

地域子育て支援拠点事業につきましては、令和9年4月開園予定で現在建設中の生津こども園において、地域の子育て支援の実施を公私連携協定の中に盛り込んでおり、地域子育て支援センターが設置される予定でございます。

また、地域子育て支援拠点事業を実施している私立保育施設へは補助金の交付もしており、市内の私立認定こども園においては、今後も引き続き事業を実施していただきたいと考えてお

ります。

地域子育て支援拠点事業や保育体制強化事業は、瑞穂市私立保育所等補助金交付要綱に基づき、必要な私立保育施設に補助できるようにしており、私立保育施設がより充実した保育体制を確保されるよう望んでおり、積極的に支援をしていきたいと考えております。

〔5 番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 今井充子君。

○5 番（今井充子君） これだけニーズがある事業ですので、ぜひ積極的な御支援をよろしくお願いします。

続きまして、医療的ケア児保育支援事業についてお聞きします。

近隣自治体に目を向けますと、例えば大垣市では令和7年度から保育所等医療的ケア実施検討会議を設置し、医師会や園医、そして保健師や保育課など関係者が連携して受入れ体制を整備しております。また、先進自治体と言われております大阪の豊中市では、医療的ケア児支援法の施行以前から、看護師配置や関係機関連携を進め、共に学び、共に育つという理念の下、支援体制を構築しております。

瑞穂市においても、関係機関による体制をより充実させることが重要だと考えます。国の保育対策総合支援事業の中で、医療的ケア児の受入れに必要な看護師配置や支援体制整備に対する補助制度も設けられております。医療的ケア児の保護者からは、働きたくても預け先がないとか、保育所に相談しても受入れが希望の時間が難しいと言われるという声が全国で聞かれております。子供の発達だけではなく、保護者の就労や生活そのものに大きく影響を与える課題です。

そこで、本市において現在対象となる事業を実施しているのか、またこれまでの受入れ実績や支援体制整備の状況についてお聞きいたします。

○議長（若井千尋君） 磯部教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（磯部基宏君） 失礼いたします。

現在、別府保育所では医療的ケア児を3名受け入れており、国の保育対策総合支援事業補助金の交付を受け実施しております。また、これまでに市内で医療的ケア児の受入れを行った実績があるのは別府保育所のみで、令和6年度に1名、令和7年度に1名受け入れ合計2名、今年度さらに1名受け入れ、合計3名受け入れております。

支援体制は、現在、国の医療的ケア児保育支援事業費補助金を活用し、会計年度任用職員の看護師3名、派遣の看護師1名の合計4名を確保し実施しておるところでございます。

〔5 番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 今井充子君。

○5 番（今井充子君） 現状を教えていただき、ありがとうございました。

それでは、今後の受入れ体制整備についてお聞きいたします。

国の補助制度の中では、看護師の配置だけではなく、医療的ケア児の保育支援者の配置、また保育所への助言体制、喀たん吸引に関する研修、受入れガイドラインの整備、関係機関による検討会の設置など、地域全体で支える仕組みづくりも対象となっております。医療的ケア児の受入れは、個々の保育所の努力だけに委ねるものではなく、市が中心となり体制整備を進めていくべき課題であります。

そこで、今後、市として国の補助制度をより積極的に活用しながら、受入れ体制を充実していく考えがあるのかお聞きします。

○議長（若井千尋君） 磯部教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（磯部基宏君） 失礼いたします。

先ほど答弁させていただきましたとおり、別府保育所においては、現在、国の保育対策総合支援事業補助金の交付を受け、医療的ケア児を3名受け入れております。今後、さらに医療的ケア児を受け入れていくためには、私立保育施設のお力もお借りし、児童とその家庭の状況や事情に合わせて選択肢を増やす必要があると考えおり、それには国の補助制度を活用すべきと考えておりますので、そのときに備え、令和8年4月には瑞穂市私立保育所等補助金交付要綱を改正し、医療的ケア児保育支援事業費補助金を市から補助できるよう体制を整えております。

令和8年5月からは、スマイルミズホ小規模保育園でも、1名の医療的ケア児を受け入れていただいておりますので、補助金制度により補助をさせていただくこととなっております。

〔5番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 今井充子君。

○5番（今井充子君） 今の事務局長の選択肢を増やすというのがとても大切だと思います。ここでしか見てもらえないとか、この時間しか見てもらえないということではなく、家庭で、保護者で、また本人が選択できるということがすごく大事ななと思って聞いていました。

では、最後に市長にお聞きします。

医療的ケア児支援法では、医療的ケア児とその家族が地域で安心して暮らせるよう、自治体の責務が明確化されました。瑞穂市としても、対象児が全国的にこれほどの勢いで増加している現状を鑑みて、備えるという視点が必要ではないでしょうか。

医療的ケア児を育てる保護者は、24時間365日、緊張感の中で子育てをなさっています。保育所に預けられることは、単に保護者が働くためだけではありません。兄弟との時間を持つことや、通院や買物に行くこと、そしてほんの少し休息を取ること。そうした当たり前の日常を支えることにもつながります。

私は、医療的ケア児支援とは、その子供だけではなく、家族全体を支える施策であり、市民の幸福度、すなわちウェルビーイングの向上につながる重要な取組であると考えております。

そして、医療的ケア児への対応は、やはり公立保育所だけではなく、民間保育所も含めた地域全体で取り組むべき課題であり、保護者が安心して子育てができる環境をつくり、さらには誰一人取り残さないインクルーシブな地域社会の現実につながります。

今後、瑞穂市として医療的ケア児とその家族をどのように支えていかれるのでしょうか。市長の考えをお聞きし、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（若井千尋君） 森市長。

○市長（森 和之君） 今井議員の御質問にお答えをさせていただきます。

障害のあるお子さんが地域の中で健やかに成長し、保護者の皆様が安心して子育てができる環境を整えるということは、とても重要なことであり、これは公立保育所の役割の一つだと考えていましたが、今、瑞穂市内では民間事業者もかなりこの分野において参入していただいておりますので、一緒にやっていかなければならないということを思っています。

誰一人取り残すことのないまちづくりを基本に掲げております。障害のあるなしに関わらず、全ての子供たちが共に学び、共に育つインクルーシブな保育や教育の推進は、将来の共生社会の実現につながるものと考えております。

しかし一方では、保育所において、障害のある子供たち一人一人の状況に応じた適切な支援を行うために、保育士や看護師不足など専門的な人材の配置が必要となります。しかしながら、全国的に見ても人材不足の影響もあり、必要な支援体制を整えることが難しい場合もございます。そのため、やむを得ず受入れが困難となる場合もあり、これは決して障害を理由に入所や入園をお断りすることではないということも思っております。

子供の安全確保や適切な保育の提供のために必要な整備体制も、これからしっかり整えていかなければならない。それが子供たちにとっての最善の保育環境の確保だということを思っています。

先日も別府保育所に行った際に、2年前に医療的ケア児を拝見をしたときに、随分大きくなって、笑顔で、そして話すこともできたというのを拝見をさせていただきました。今年度から改訂した教育大綱の中にも、インクルーシブ教育の充実、推進といった点も位置づけており、保育から教育への切れ目のない支援体制を、これからもしっかり体制を取っていかなければならないということを思います。

その点については、多様性を尊重するような瑞穂市のウェルビーイングの向上にもつながる大切な取組だと考えております。全ての子供たちが安心して成長できる保育、そして教育環境の整備を教育委員会と共に進めていかなければならないということでお答えをさせていただきます。

〔5 番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 今井充子君。

○5番（今井充子君） 今回、2つの質問に対して、市としてもとても重要な課題と認識をしていただき、安心するとともに、今後スピード感を持って推進することを願って、これで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（若井千尋君） 5番 今井充子君の質問を終わります。

議事の都合によりしばらく休憩いたします。

休憩 午前11時50分

再開 午後1時30分

○議長（若井千尋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

3番 北村彰敏君の発言を許します。

北村彰敏君。

○3番（北村彰敏君） 改めまして、こんにちは。穂積小学校の皆さん、こんにちは。

議席番号3番、無会派、北村彰敏です。

議長より質問の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

市民の皆様、そして穂積小学校の皆様、本日は傍聴にお越しいただき誠にありがとうございます。

先日、市内の小・中学校で行われた運動会やスポーツフェスティバルを見学させていただきました。子供たちが元気に走ったり、仲間と声を掛け合ったりする姿がとても印象に残っています。その様子を見ながら、暑い中、準備や運営に当たられた先生方、保護者の皆様、地域の皆様の支えの大きさも改めて感じました。

さて、本日は以下の2点について質問いたします。

1つ目は、特定外来生物クビアカツヤカミキリの被害に備える瑞穂市の体制整備について。

2つ目は、管理不全空き地への対応と土地の利活用への影響について。いずれも市民の皆様からいただいた声をきっかけに、改めて確認しておきたい点について市の考えを伺うものです。

それでは、質問席にて進めさせていただきます。

まず最初に、特定外来生物クビアカツヤカミキリの被害に備える瑞穂市の体制整備について伺います。

先日、市民の方から通学路付近の街路樹の枯れ枝について御相談をいただきました。

現地を確認したところ、子供たちが利用する横断歩道の近くでもあり、安全面を心配する声が寄せられていました。その後、市の担当課へ状況をお伝えし、対応をしていただきました。

この件をきっかけに、別の市民の方からクビアカツヤカミキリに関する情報提供をいただきました。

岐阜県から案内を受けた日本の果樹と樹木を守る外来カミキリムシ総合対策マニュアルによれば、クビアカツヤカミキリは桜、桃、梅、スモモなどを主な寄主とする特定外来生物です。

そして本年、県内で初めて、本市からも決して遠くない海津市で被害が確認されました。

影響が心配されるのは市内の桜だけではありません。私が懸念しているのは、本市の特産である柿などの果樹への影響です。

環境省が作成した特定外来生物クビアカツヤカミキリの普及啓発リーフレットには、本種は桜、梅、桃、柿など多くの樹種に寄生し、枯死させることもあると記されています。桜は地域の景観を形づくる大切な樹木であり、枯れて倒れれば通学路の安全をも脅かします。それに加えて、特産の柿をはじめとする果樹に被害が及べば、農業という市民の暮らしやなりわいそのものが脅かされかねません。

さらに、岐阜県から案内を受けた同マニュアルでは、万能な単一の防除技術は存在せず、発生段階や被害状況、地域条件に応じて複数の防除手法を組み合わせることが重要とされています。被害が進行した樹木については伐採や抜根が必要となる場合もあり、果樹であれば長年育ててきたその木そのものを失う可能性もあります。

市民の方からは、次のような切実なお話を伺いました。ただのカミキリムシでしょうとよく言われます。違います。特定外来生物に指定されたカミキリムシなんです。被害が広がってから対策しますでは遅いんです。

本日は、この被害が出てからでは遅いという市民の声を柱に、被害が発生する前の本市の危機管理体制について順に伺ってまいります。

まず、現状認識を伺います。

本年3月に公表された同マニュアルによれば、この害虫は国内では平成24年頃に発生が確認されて以降、生息域の拡大を続け、本年3月現在17の都府県で確認されています。岐阜県も、本年新たに確認地域に加わりました。

見過ごせないのは、その広がり方です。同マニュアルでは、本種の被害エリアは1年で2から3キロメートル拡大すると示されています。近くで被害が確認された場合、本市としても市内で被害が確認されてからではなく、その前の段階から備える必要があると考えます。

さらに、岐阜県によれば本種は車に付着して移動する可能性も指摘されており、本来の飛翔能力以上に分布が拡大するおそれがあるとのことでした。

海津市に確認したところ、周辺自治体での発見状況を踏まえ、被害が出る前から全庁体制が必要と判断したとのことでした。また、同マニュアルでは、隣接する地域で被害が確認されている場合や被害地からアクセスしやすい地域では侵入する可能性が高いとされており、被害地周辺では特に注意して監視を行うことが重要とされています。

本市から見ても、海津市は決して遠い地域ではなく、無関係とは言えない状況にあると考えます。

そこで伺います。県内で初めて海津市で被害が確認されたこと、そして同マニュアルにおい

て被害エリアが1年で2から3キロメートル拡大すると示されていることを踏まえ、本市としてこの害虫が市内へ侵入するリスクを現時点でどのように認識しておられるか伺います。

○議長（若井千尋君） 環境経済部長 臼井敏明君。

○環境経済部長（臼井敏明君） 北村議員の御質問にお答えいたします。

県内で初確認されました海津市から本市では20キロ程度であることに加えまして、議員が言われました車に付着して移動する可能性もあることから、本市におきましてもクビアカツヤカミキリが確認されることは十分にありと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

〔3 番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 北村彰敏君。

○3 番（北村彰敏君） 市としても一定のリスクを認識しておられるということで安心いたしました。

では、その認識を踏まえて、次に庁内の体制について伺います。

本年5月12日に県の病虫害防除所が市町村向けの説明会を開いております。また、岐阜県に確認したところ、農業被害だけではなく、公園や学校、街路樹の桜被害についても警戒しているとのことでした。

クビアカツヤカミキリの問題は、桜の街路樹、公園樹木、学校施設、さらには果樹など、複数の部署に関わる課題です。そのため、被害が確認された際には、関係部署が速やかに情報を共有し、連携して対応できる体制が重要であると考えます。

先行する海津市では、幼虫がクビアカツヤカミキリであると確認された後、桜や梅に関わる財政、農林、建設都市計画、学校教育、こども、文化・スポーツ、観光など関係する全ての課に直ちに情報を共有し、さらにクビアカツヤカミキリ初動対応実務マニュアルを独自に作成して各課の役割分担を明確にしています。

海津市に確認したところ、その庁内連携についてこう回答しています。

クビアカツヤカミキリであることが確認されたことを受け、市内で桜や梅の木に関わる各課に対して速やかに情報共有を行った、基本情報のほか、被害の事例や及ぼす影響などを庁内関係課へ説明し、適切かつ迅速に対応できるよう連携を強化した。さらに、生活環境課において初動対応実務マニュアルを作成し、明確な役割分担を明示するとともに、詳細な初動対応手順を共有した。

部署を横断する工夫について尋ねたところ、海津市は特別なことは何もしていない。課題を共有することで関係各課の役割分担を明確にただけですと答えています。

また、同マニュアルでも、発見場所ごとの通報先や住民が最初に連絡する窓口、現地確認や防除の判断を担う機関をあらかじめ整理しておくことが重要とされています。

そこで伺います。

被害が確認されてから慌てて動くのではなく、侵入を前提として関係各課の役割分担や情報共有の方法を定めた初動対応マニュアルを海津市の例も参考にあらかじめ整備しておくべきと考えますが、お考えを伺います。

○議長（若井千尋君） 臼井環境経済部長。

○環境経済部長（臼井敏明君） 岐阜県におきまして、クビアカツヤカミキリが確認される範囲が今後拡大するかどうかにつきましては現時点で定かではありませんが、海津市が本市の近隣市町であることや岐阜県から発生予察特殊報が発出されていることなどから、本市でもクビアカツヤカミキリが確認された場合に備えまして、近隣市町の取組状況や対応マニュアルの策定状況などについて情報収集を行い、関係課とそれらの情報を共有しながら検討していきたいと考えております。

〔3 番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 北村彰敏君。

○3 番（北村彰敏君） 分かりました。

海津市の事例も参考に進めていただければと思います。

続いて、樹木の点検体制について伺います。

クビアカツヤカミキリは、幼虫が樹木内部を食害することで樹勢を低下させ、枯死に至る場合もあるとされています。

本市には、公園や街路樹、学校施設などに多くの桜が植栽されていますが、被害が発生した場合には景観だけではなく安全面への影響も懸念されます。冒頭で申し上げた枯れ枝の御相談も、子供たちの通学路に関わるものでした。市民の通報に頼るだけではなく、行政の側からも異常を早期に見つける視点を持つことが大切だと考えます。

そこで伺います。

現在行われている樹木の点検の中で、フラスや枝枯れなど、クビアカツヤカミキリの被害を意識した確認を行う考えがあるか伺います。

○議長（若井千尋君） 都市整備部調整監 江崎哲也君。

○都市整備部調整監（江崎哲也君） 失礼します。北村議員の御質問にお答えいたします。

瑞穂市には、公園や街路樹に多くの桜が植樹されております。そのほとんどが河川堤防付近に植樹されており、その本数は約1,900本となっております。

クビアカツヤカミキリは西濃地域で今年の2月に幼虫の生息が確認され、今後県内での被害拡大が懸念されているところでございます。他県におきましては、桜の木が被害を受け、その後の被害を防ぐために伐採をせざるを得ない場合もあるというところもございました。

桜は市民に親しまれ、なじみ深い木として瑞穂市の木に選定されておりますので、市といた

しましても害虫による桜への被害を未然に防止し、守っていきたいと考えているところでございます。

公園や街路の樹木につきましては、市職員により枯れや腐りがないか、倒木、枝の落下の危険性がないかなどの確認を毎年実施しておりますが、現在はクビアカツヤカミキリの生息の確認までは行っておりません。

また、桜については樹木が数十年以上となるものが多く、業者による専門的な点検を行う必要があるとも認識しておりますので、業者による点検の際には枯れや腐りだけではなくクビアカツヤカミキリなどの害虫がいないか、樹木に損害を与えた痕跡がないかなどの点検項目も設定していきたいと考えております。

なるべく早い段階での業者による点検作業を実施していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

〔3番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 北村彰敏君。

○3番（北村彰敏君） ありがとうございます。

日頃の点検の中で、フラスや枝枯れにも目を向けていただくことが早期発見につながるかと思います。

次に、市民通報の仕組みについて伺います。

この害虫は、木くずとふんの混じったフラスが出てくる段階にならないと見つけにくく、専門家でも判別が難しいとされています。だからこそ、行政の点検に加えて市民の目が何よりの早期発見につながります。

実際、県内初確認となった海津市の事例でも、行政の点検だけではなく民間からの情報提供が確認につながったと伺っています。

一方で、市民の方がクビアカツヤカミキリかどうかを判断することは簡単ではありません。大切なのは、虫の名前を知っているかどうかではなく、フラスや枝枯れなど、ふだんと違う樹木の異常に気づいたときに写真や場所の情報を市へ届けられる仕組みがあることだと考えます。

本市には、道路の異常を市民が通報するL o G oフォームという電子申請の仕組みが既にあります。これを活用し、外来生物樹木異常の通報という項目を追加すれば、市民が写真や場所の情報を届けられるようになります。新しい仕組みをゼロからつくるのに比べて、既存の仕組みを活用する方法として現実的に検討しやすいのではないかと考えます。

そして、岐阜県は県内の先進事例として、海津市のL o G oフォームによる市民通報体制を上げています。本市が既に持つL o G oフォームを生かすことは、県が示す先進事例に続く取組になると考えます。

まずは既存のL o G oフォームを活用し、通報項目を追加するところから始めてはどうかと

考えますが、市のお考えを伺います。

○議長（若井千尋君） 江崎都市整備部調整監。

○都市整備部調整監（江崎哲也君） 早期発見が必要である害虫等の調査は、行政による点検だけではなく、できるだけ多くの方々による確認が必要であると考えております。

当市におきましても、市民の方からの通報を受ける体制を構築し、多くの情報をいただける体制を構築する必要があると考えております。その対応といたしまして、現在活用しているＬｏＧｏフォームを利用した取組を進められないか検討を進めているところでございます。

現在の道路の異常、破損などの情報を通報していただくシステムの中に、対象物として街路樹があり、その中に害虫が湧いているという項目はあります。しかしながら、利用しにくい状況であるというところがございます。

したがいまして、分かりやすく利用しやすいシステムへと更新していくと同時にクビアツヤカミキリについての周知を図り、早期発見につなげていきたいと考えております。

また、クビアツヤカミキリの動向につきましましては、県や近隣市町との情報共有を行いながら対応策等に関する動向を注視していく予定としておりますので、よろしくお願いいたします。

〔３番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 北村彰敏君。

○３番（北村彰敏君） ＬｏＧｏフォームへの通報項目の追加というのはできそうでしょうか。

○議長（若井千尋君） 江崎都市整備部調整監。

○都市整備部調整監（江崎哲也君） 現在、７月中のシステム更新を目指し、準備を進めているところでございます。以上です。

〔３番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 北村彰敏君。

○３番（北村彰敏君） ありがとうございます。やっていただけるということで、７月中をめどということで、ありがとうございます。できるだけ早い段階で進めていただきたいと思います。市民の方が分かりやすく通報できるような形でぜひ進めていただきたいと思います。

最後に、県との連携について伺います。

１つの市だけが対策を進めても、周辺自治体で対応が進まなければ被害は行政区域を超えて広がるおそれがあります。市民の方からは、自治体による温度差がある、難しい話だとは思いますが、広域的な近隣自治体との連携は必要だと感じていますとの御意見をいただいております。また、被害が広域化すると民間だけでは対応できなくなる、やはり行政の力が必要だとその切実な声もいただいております。さらに、この問題は行政だけでなく、地域や市民と連携しながら取り組むことが重要であるとの御指摘もいただいております。

海津市に確認したところ、広域連携では、情報共有、対応方針の統一、広域的な予防、技術

の共有、この4点が重要とのことでした。被害を経験した海津市だからこそその知見を、本市は被害が出る前に生かすことができます。また、被害は桜だけでなく柿などの果樹にも及ぶ可能性があります。景観や安全だけでなく、農業への影響という観点からも広域での備えは欠かすことができないと考えます。

一方で、自治体ごとに事情が異なり、足並みをそろえることは簡単ではない面もあると考えます。だからこそ、まずは県との情報共有を密にし、県を通じて近隣自治体との状況も把握しながら本市として備えを進めていくことが現実的ではないでしょうか。

被害が広がる前の段階から、県との連携を軸に情報収集や対応方針の確認を進めていく必要があると考えますが、市のお考えを伺います。

○議長（若井千尋君） 臼井環境経済部長。

○環境経済部長（臼井敏明君） このたび議員より御質問をいただいたことを契機に、クビアカツヤカミキリが本市で確認される前であっても、県内初確認となった海津市との連携を踏まえまして、さらに農政部門の関係からも県やJAぎふなどと情報共有を密にするとともに、近隣市町の状況なども確認しながら対策について検討を進めていく必要があると考えております。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 北村彰敏君。

○3番（北村彰敏君） ありがとうございます。

県との連携を軸に、本市としてできる備えを進めていただきたいと思います。

本日提案いたしました初動体制の整備や市有樹木等の点検、市民通報の仕組みづくりは、クビアカツヤカミキリ対策にとどまらず、他の外来生物対策にも生かせる瑞穂市の危機管理の土台になるものと考えます。

この質問は、市民の方からの相談と情報提供から始まりました。市民の方が危機感を持って情報を届けてくださいました。被害が広がる前に何ができるのか、本市として前向きに検討していただきたいと思います。

次に、管理不全空き地への対応と土地の利活用への影響について伺います。

先日、市民の方から、長年管理されていない空き地の草木が繁茂し困っているとの御相談をいただき、現地を確認してまいりました。現地を見ますと、竹やササ、雑木などが敷地いっばいに繁茂し、一部は住宅や隣接する敷地内にまで入り込んでいました。また、落ち葉や枝が側溝に堆積している箇所も見受けられ、防災やプロパンガス設備の面でも気になる状況でした。

さらにお話を伺うと、この土地の登記上の所有者は既に亡くなられており、相続登記も行われていない状況とのことでした。そのため、現在誰が管理すべき立場にあるのか分からない状況となっており、市にも相談されましたが、解決の糸口が見つからないまま七、八年にわたり

対応に苦慮されているとのことでした。

実際に、現地でお話を伺う中でも七、八年ほどこの状態が続いている、ササが敷地内にまで入ってきて本当に困っている、何とかしてほしいといった切実なお声を伺いました。

そして、相談者の方は御自身の土地を売却したいと考えておられますが、隣接地のこの管理不全状態が大きな支障となり、なかなか話が進まない状況にあるとのことでした。長年放置された1つの土地が、隣の方の土地の活用まで止めてしまっている状況です。

私は、今回の相談を受け、単なる竹木の越境問題ではなく、管理されない土地の問題が周辺住民の生活環境だけではなく防災や公共インフラ、さらには土地の利活用にも影響を及ぼしていることを改めて感じました。

人口減少や高齢化が進む中、このような事案は今後さらに増えていくことが予想されます。そこで、本日はこの事例を一つの入り口として、本市の現状や今後の対応について順次お伺いしてまいります。

まず最初に、市としての現状認識についてお伺いします。

登記上の所有者が亡くなられ、管理されないままの空き地から竹木が越境し、長期間にわたり周辺住民が困っている事案について、市としてどのような課題と捉えておられるでしょうか。また、相続後に管理されなくなった土地や竹木等の繁茂に関する相談について、市として把握している件数や傾向があればお聞かせください。

○議長（若井千尋君） 臼井環境経済部長。

○環境経済部長（臼井敏明君） 管理が十分されていない土地におきまして雑草などが隣地へ越境している場合につきましては、対象となる土地が農地であれば商工農政観光課から、農地以外の場合は環境課から、そして隣地が道路や水路などの公共施設の場合は都市管理課より現地を確認した上で、速やかに所有者へ雑草等の除去を依頼する通知を送付しております。

なお、御質問のような登記上の所有者が亡くなられている場合につきましては、税務課への照会により相続代表者を把握し、土地の適正な管理をお願いしているところであります。

なお、その件数につきましては全体を把握できておりませんが、年々増加傾向にあると思われます。以上です。

〔3番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 北村彰敏君。

○3番（北村彰敏君） 分かりました。

今後増えていく可能性のある課題として、引き続き状況を見ていただければと思います。

次に、制度上の位置づけについて伺います。

今回の件を調べる中で私自身がまず疑問に思ったのは、そもそもこのような空き地は市の制度の対象になるのだろうかということでした。建物がある空き家であれば空家等対策計画があ

りますが、今回のように建物がなく竹木などが繁茂している土地については扱いが異なります。

空き家化の予防に取り組んでおられる羽島市へ建物のない土地で竹やササなどが繁茂している場合の扱いについて照会したところ、照会時の長年管理されていない竹林という前提に対し、空き家には該当せず民法第233条に基づく対応になるとの回答でした。

一方で、羽島市では死亡届の提出時などに情報提供の同意書を取得し、令和7年度はこれまでに35件受理しているとのこと。これは、羽島市空家等対策計画の29ページから31ページにかけて示されている空き家対策の一環としての空き家等の情報提供同意書の仕組みで、今後空き家となる可能性のある住宅について、相続人などから緊急連絡先や情報提供に関する同意を得るものです。税務や環境などの部署で情報を共有し、空き家化の予防につなげているとのことでした。

今回のような建物のない空き地にそのまま当てはめる制度ではありませんが、問題が大きくなってから動くのではなく、早い段階から情報を把握しようという取組です。

そこでお伺いします。本市では、今回のような建物のない空き地からの竹木の越境についての制度や法令に基づいて対応をするのでしょうか。空家等対策計画の対象に含まれるのかどうかも含めてお聞かせください。

また、羽島市のような早い段階での情報共有の仕組みについて、本市で参考にできる点はないでしょうか。

○議長（若井千尋君） 臼井環境経済部長。

○環境経済部長（臼井敏明君） 御質問のような建物がいない状態の土地における竹林や雑草につきましては、議員も御承知のとおり空家等対策計画の対象にはならないことから、瑞穂市では必要に応じて関連する部署が情報共有を図りながら、瑞穂市を清潔で美しいまちにする条例などにに基づき土地所有者に適正な土地管理をお願いしているところであります。

なお、羽島市さんより聞き取りされた市役所内における情報共有などにつきましては、現地に空き家があり、空家等対策計画に基づく取組を行った場合と推察できますが、瑞穂市におきましても空家等対策計画がありますので、同じ状況であれば取組内容は同様になるものと考えております。

〔3番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 北村彰敏君。

○3番（北村彰敏君） 建物のない空き地については空家等対策計画の対象外であるということは確認できました。

次に、所有者や管理者が分からない場合の対応について伺います。

今回の相談で特に難しいと感じたのは、登記上の所有者の方が既に亡くなられており、現在どなたが管理すべき立場にあるのか分からない状況にあるという点でした。管理する方が分か

っていれば話し合いもできますが、その方が分からない場合、市民の方だけで解決することはなかなか難しくなります。

また、現地では竹木の落ち葉や枝が側溝にも堆積していました。私は、ここは単なる民事上の問題だけではなく、公共インフラの維持管理という側面もあるのではないかと感じています。

さらに、気がかりだったのが防災の面です。繁茂したササや竹が周辺のプロパンガス設備の近くにまで迫っているように見受けられました。可燃性ガスを扱う設備の近くに乾燥した草木が近接している状況については、防災上一度確認が必要ではないかと感じています。

単なる民事上の問題だけではなく、市民の安全に関わる可能性もあるのではないかと考えます。

羽島市では、昨年倒壊した家屋が道路へ影響した事案で、条例に基づき所有者の同意なしに緊急措置を実施したとの回答もありました。市民の安全に関わる状況であれば市として動ける場面もあるのではないかと考えます。

そこでお伺いします。登記上の所有者が亡くなり、現在どなたが管理すべき立場にあるのか分からない場合の市の対応の流れについてお聞かせください。あわせて、竹木の落ち葉や枝が側溝や水路へ堆積し排水機能に影響している場合や、プロパンガス設備の周辺に竹木が近接し防災上の確認が必要と考えられる場合に、公共インフラの維持や市民の安全という観点から市としてどのような対応が可能かお聞かせください。

○議長（若井千尋君） 企画部長 矢野隆博君。

○企画部長（矢野隆博君） まず、市といたしましては、現状の現地の状況を確認し、周辺への影響や危険度がどのくらいあるか把握することに努めております。

その上で、固定資産税の台帳や登記情報などを活用して相続人代表者や法定相続人の調査を行い、関係者が判明した際には適切な維持管理を行っていただくよう個別に依頼しております。

そして、竹木が市の道路へ飛び出して交通の妨げになるような場合については、関係者に対応を求めるとともに、緊急性が高いものにつきましては関係者の同意の下、市が施設管理者として最小限の範囲で剪定を行うことも可能となっています。

また、御質問にあるように、隣の土地へ飛び出したプロパンガス設備へ直ちに危険が及ぼすおそれがある場合はガス漏れや火災につながるおそれもあることから、ガス会社や消防などの関係機関と防火上の危険性についても情報共有いたします。

さらに、隣の土地へ飛び出した竹木への対応につきましては、民法上の改正が行われ、これにより所有者やその居場所が分からない場合や、差し迫った状況、情報がある場合などは、一定の条件の下で隣の土地の所有者が自ら枝を切ることができる制度が設けられておりますので、市といたしましては、必要に応じてこの制度の情報共有を行ってまいります。

一方で、竹木の管理は原則として土地の所有者自身が行うべきものであり、市が私有地、私

の土地ですね、私有地の管理を代行することはできません。

しかしながら、市民の皆様の生命や財産に重大な被害が及ぶおそれがあり、緊急性が高いと判断される場合には、関係部署や関係機関としっかり連携し、安全を確保するために必要な措置の対応を検討しております。

今後とも、市民の皆様が安心・安全にを第一に考え、状況に応じた適切な対応に取り組んでいきたいと考えております。以上です。

〔3 番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 北村彰敏君。

○3 番（北村彰敏君） 分かりました。

民有地への直接対応が難しいということは理解しました。

昨日もちっと現場を見てきたんですけど、1 か所だけではなくてその3 か所にプロパンガスが近くにありまして、3 世帯のプロパンガス設備の周辺に竹木や草木が近接しているような状況でした。危険性を断定するものではありませんが、水路や防災など、公共性のある部分については、必要に応じて確認していただきたいと思います。

次に、こうした管理されない土地への制度面での対応についてお伺いします。

令和5年の民法改正では、竹木の枝の切除に関するルールや相続財産精算人制度などが見直され、所有者が分からない場合でも対応しやすくなっています。しかし、市民の方から見るとこうした制度はなかなか分かりにくく、民事の問題ですと言われてもその先にどのような手段があるのか分からない方も多いのではないのでしょうか。

そのような中で私が注目したのが、本市の空家等対策計画36ページです。そこには相続財産管理人制度等の適用も視野に入れ、専門家に意見聴取を行った上で具体的な手続等を明確にすると記載されています。

私は、この記述は本市が今後この課題に向き合う上で大きな可能性を持った考え方ではないかと感じています。

国土交通省の事例集を確認しますと、京丹後市では、市が相続財産清算人の選任申立てを行い、管理不全状態の解消につなげた事例も紹介されています。一方で、他市に確認したところ、計画に制度の記載はあっても実際の活用には至っていない例が多く、費用面や手続面が課題となっていることが分かりました。

市民が自ら申立てを行う場合にも予納金や専門家への費用の負担が大きく、現実には対応が難しいケースも少なくありません。だからこそ、市民お一人に負担を求めるだけでなく、市としてどのように関わるができるのかを考えることが重要ではないのでしょうか。

そこでお伺いします。

まず、令和5年の民法改正に関する市民への周知状況と、改正内容を踏まえ市民からの相談

に対してどのような案内や対応を行っているのかお聞かせください。

あわせて、本市の空家等対策計画に記載された相続財産清算人制度等について、今回のような管理不全空き地への対応を考える上でも参考となる制度だと考えますが、現在の検討状況と市による申立ての可能性も含めた制度活用の考え方や手続の整理状況をお聞かせください。

○議長（若井千尋君） 臼井環境経済部長。

○環境経済部長（臼井敏明君） 従来の民法につきましては、隣地から自分の土地に樹木などが越境してきた場合は勝手に切除することができませんでしたが、令和5年の民法改正により原則は従来どおり所有者に切除を求めるべきとしながらも、催告してもなお切除されない場合など、一定の条件を満たす場合は越境された土地の所有者自らが切り取ることが可能となりました。

樹木が越境してお困りの方から、法律の解釈など不安に思われている旨の御相談があった場合は法律無料相談などを御案内しているところではありますが、市としましてはこの民法改正に関する周知は特に行っておりません。

また、相続財産清算人制度につきましては、相続人がいない場合や相続人全員が相続放棄し相続人がなくなった場合に、利害関係人が家庭裁判所へ申し立てることにより相続財産を管理・清算する相続財産清算人を家庭裁判所が選任する制度ではありますが、この制度を利用する際に一番課題となるのは、申立時に支払う予納金であります。

この予納金は、選任される相続財産清算人の報酬や財産の清算を終えるまでの間に要する土地の管理費用などの経費に充てられるものでありますが、対象となる土地がすぐに売却しやすい場合は管理費も少なく、売却費で清算しやすくなりますが、それ以外の場合は清算に係る経費が多くなり、予納金の金額が高額となることが予想されます。

また、議員が言われる市による申立てにつきましては、個人所有の土地に対して税金を投入して制度を利用することには十分な議論が必要であると考えており、これまで市として制度を利用したことはない状況であります。以上です。

〔3 番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 北村彰敏君。

○3 番（北村彰敏君） 分かりました。

最後に、土地利活用への影響と今後の体制について伺います。

相談者の方は土地を売却したいと考えておられますが、隣接地の管理不全状態が障害となり売却が進まない状況にあります。これは単なる隣人トラブルではなく、管理されない一つの土地が周辺の土地の利用や売買にも影響を及ぼしているということです。

なお、今回の土地は登記上が宅地であり、本来であれば住宅地として活用できる土地です。それが長年放置され、隣接地の利活用まで妨げている、貴重な宅地が十分に活用されないまま

になっている状況とも言えます。

予防という観点から本巢市へ照会したところ、空家等除却費補助を補助率2分の1以内、上限30万円で、令和5年度に5件、6年度に10件、7年度に10件交付し、特定空家になる前の未然防止に寄与していると認識しているとのことでした。

空き地そのものへの補助はないものの、問題が深刻化する前に手を打つという予防の考え方は本市にとっても大変参考になると感じています。

そこで、最後にお伺いします。

管理されない土地が周辺の土地の売買や利活用を妨げている事例について、市としてどのような課題と捉えておられるでしょうか。また、今後増加が予想される管理不全空き地について、関係部署の連携も含め今後どのような体制で向き合っていかれるお考えでしょうか、お伺いたします。

○議長（若井千尋君） 臼井環境経済部長。

○環境経済部長（臼井敏明君） 議員が言われます管理されない空き地による周辺への影響につきましては市としても憂慮する課題と認識しておりますが、先ほど答弁させていただいたり、相続財産清算人制度などの利用による解決には課題が多いことは議員も御了解していただけることと思います。

今後につきましては、適宜関連する部署において情報共有を図りながら、他自治体の先進事例などがあれば参考にしたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔3番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 北村彰敏君。

○3番（北村彰敏君） ありがとうございます。

今回の相談を通じて私自身も調べる中で、大変難しい面があるということが分かりました。

現行制度では対応が難しい面があるということを相談者の方にもお伝えしました。あわせて、市においても関係部署で確認をしていただいているということをお伝えしたところ、相談者の方からは、誰かが気にかけてくれているだけでも大変ありがたいという温かい言葉をいただきました。今回の件について、丁寧に確認していただいた市の皆様には感謝を申し上げます。

すぐに解決が難しい課題であっても、こうした声を大切にしながら今後も関係部署で連携して対応を進めていただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（若井千尋君） 3番 北村彰敏君の質問を終わります。

議事の都合によりしばらく休憩いたします。

休憩 午後2時10分

○議長（若井千尋君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

9番 鳥居佳史君の発言を許します。

鳥居佳史君。

○9番（鳥居佳史君） こんにちは。議席番号9番、市民の会、鳥居佳史です。

先ほどまで穂積小学校の皆さんがおられまして、今はちょっと寂しいですね。私は、まさに今日傍聴に来られていた穂積小学校の6年生の子供たち、彼らが20年、30年後にこの瑞穂市がどのような行政サービスができているか、つまり財政的に大丈夫かという視点で、長く私は財政についていろいろ質疑をしてきました。

今回も、3大事業と財政計画について質問します。

簡単に言いますと、瑞穂市は今まで大規模な公共工事をしてこなくて今があります。そして、今まさに新しい3大事業を始めているわけです。

下水道事業550億以上、新庁舎については、今のところ只越地区であれば150億の概算が見込まれている。穂積駅の区画整理、北と南においては、これは両方をやろうとしたらそれこそ大変な数字です。100億という大台は下らないでしょう。

このような3大事業を今始める、多少の工程のずれはありますけれども、この事業をすることによって、今後瑞穂市は一般会計からこれを返していくということが必須になります。一体どれだけの余裕が瑞穂市の財政にあるかという点について、今日改めてもう一度質問をさせていただきます。

あとの詳細については質問席からさせていただきます。

3大事業と財政計画についてお尋ねします。

瑞穂市公共下水道事業財政計画の財政収支検討書が示されました。その16ページに、資金繰りの内訳の参考値としてある収益的収支が令和33年からマイナスになっていますが、これはどういう数字でしょうか。

○議長（若井千尋君） 上下水道部長 工藤浩昭君。

○上下水道部長（工藤浩昭君） 現在、下水道事業会計については、公営企業会計の複式簿記にて収益的収支、資本的収支に分けて経理をしております。そのため、瑞穂処理区の財政収支検討書においても公営企業会計による複式簿記にてシミュレーションしており、非現金であります長期前受金や減価償却費も財政収支に反映しております。

御質問の収益的収支の参考値につきましては、財政収支検討書の表中の区分に記載しておりますが、官庁会計の単式簿記だったと仮定した非現金の項目がなかった場合の収支の差額になります。

もう少し具体的に申し上げますと、官庁会計だったとした場合の収益的収支がマイナスにな

っているということは、下水道使用料で現金部分の維持管理費が全て賄われ、マイナスとなった金額が損益勘定留保資金として建設改良費や企業債償還金、償還元金の４条予算の財源とすることができるということでございます。以上です。

〔９番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 鳥居佳史君。

○９番（鳥居佳史君） 今の説明は、なかなか初めて聞く方には理解が難しいと思いますけれども、私なりに簡単に市民の方が分かるように言いますと、この下水道事業をやっていくことによって下水道を利用する人が増えて、そしてその下水道使用料収入がどんどん、使う人が多くなりますから、そうすると下水道使用料収入がずっと潤沢になっていくために、それまでに必要な下水道の修繕とか、あと返済金かな、それも含めて単年度で黒字になっていくというのが赤ということで、要は今の下水道計画においては、瑞穂市の下水道計画は将来的に下水道利用者が多くて収益が上がってくるという、そういう解釈と捉えましたけど、部長、それで間違いありませんか。

○議長（若井千尋君） 工藤上下水道部長。

○上下水道部長（工藤浩昭君） そういう理解でいいと思います。

〔９番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 鳥居佳史君。

○９番（鳥居佳史君） ありがとうございます。

次の質問です。

財政収支計画、今説明をしていただきました財政収支計画全体ですけれども、これにおいて一般会計からの繰入れ負担が少なくなるように前提条件が想定されていると私は思っています。その結果、今のよう下水道計画によって黒字経営になるということですね。

まずお聞きします。

この瑞穂処理区の下水道事業の総事業費は、全体を完了するまでの総事業費は幾らで計画していますか。

○議長（若井千尋君） 工藤上下水道部長。

○上下水道部長（工藤浩昭君） 公共下水道瑞穂処理区の事業費は、２月の産業建設委員会協議会にてお示ししました財政収支検討書の20ページに記載があります。全体計画区域全ての管路施設と計画汚水量による水処理施設８池全てを整備した場合の総事業費は554億4,900万円としております。

この金額は、計画汚水量に基づき全ての施設を建設した場合の仮定であり、一般会計負担のシミュレーションでは水洗化や人口動態を考慮しており、水処理施設８池分の総額の工事費が反映されているわけではありません。以上です。

〔9 番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 鳥居佳史君。

○9 番（鳥居佳史君） この下水道計画に書いてあります下水道新設改良費工事費という項目があります。これが各年度ごとにずっと書いてありまして、私がこれを令和51年までをずっと出してみました。それで、第1期ごとに幾らかかっているかというのを実は計算しています。令和62年までですね。その費用を年度ごとに出してトータルしてみました。そうすると、取りあえず今は606億という数字になっています。

これは、この工事費の値上がりについて考慮しているわけですね、工事費の値上がりを。それはここにちゃんと前提として書いてあります。建設改良費及び維持管理費は令和6年度を基準価格として、物価上昇を考慮し、令和7年度を年3%の上昇と設定すると。以降、年上昇率を次の年はマイナス6%とすると。つまり3引くマイナス6ですから2.4%の上昇率。その次はマイナス6%、つまり2.8%の上昇率。1年ごとに行くとも0.6%を引いていきますから、令和12年度の物価上昇は基本的にゼロと想定しているんですね。

そのような物価上昇の想定の下にこの下水道改良工事費を想定しています。ですから、その結果の年度ごとの数字を私が単純に計算したところ、600億という数字。この600億については特にどうのこうのということではないんですけど、物価上昇を見ての数字だということを指摘させていただきますけれども。

では、次の質問です。

建設費及び維持管理費ですね、今の。物価上昇については、令和6年度を基準として今申しました令和7年度3%、翌年度8年度は2.4%の上昇、令和9年度が1.8%、年々マイナス6%と減衰し、令和12年度では物価上昇がゼロと見込むという想定で計算しています。

これについて、私はいかなるものかという指摘をさせていただきます。今の状況は、物価上昇はもっと残念ながら高くなるということが想定されるわけです。

ちなみに、ではお聞きします。

下水道事業第1期事業の令和元年公共下水道事業計画の申請時、このときの第1期工事の工事費は、契約時と最終的に来年の6月で終わりますけれども、最終契約時の工事費上昇率はどれほどだったのでしょうか。

○議長（若井千尋君） 工藤上下水道部長。

○上下水道部長（工藤浩昭君） 御質問にお答えさせていただきますが、通告いただいております質問書では事業費と工事費とという表現が混在しておりましたので、今回は全て事業費としてお答えさせていただきます。

最終時点につきましては、第1期事業計画区域の工事が令和9年度末に舗装復旧工事まで完了すると仮定して現時点での見込額をお答えさせていただきます。

第1事業計画区域の事業費は、御質問のあった令和元年の下水道法の事業計画図書では72億2,100万円となっています。

次に、契約時について、当初契約の金額を合計したものになりますが、令和7年度までの委託料や工事費、補償費などの当初契約の合計額と令和8年度、9年度の見込額の合計で107億9,200万円となっており、最終時点については令和7年度までの変更契約と令和8年度、9年度の見込額を合計した総額で128億6,200万円と試算しています。

当初契約時と変更契約時の差額20億7,000万円については、ウクライナ侵攻や政府の賃上げ施策などによる建設価格上昇によるもので、令和2年度から令和7年度までに変更契約などで増額した額になります。そのうち、9割程度が下水処理場工事に係る部分になります。

また、繰り返しになりますが、令和8年度、9年度については現時点での見込みであり、今後の社会情勢によりさらに増加する可能性もあります。

この令和8年度、9年度の増加見込みにつきましては、2月にお示しした財政収支検討書の一般会計負担のシミュレーションには反映しております。

次に、今申し上げました見込額の上昇率は、事業計画図書と当初契約で149%、事業計画図書と令和9年度完成見込みで178%、当初契約と令和9年度完成見込みで119%となっております。

建設価格の上昇は公共下水道に限ったものではなく、国内全ての建設事業に当てはまるものだと考えております。そうした中、瑞穂市の建設事業では公共下水道は事業費が大きく、ウクライナ侵攻や中東情勢など、想定外の影響を大きく受けています。

公共下水道の場合、重要なのは事業費も重要ですが、財源と一般会計の負担額で国庫補助金については補助割合に応じてルールどおり金額が増えておりますが、事業費の増加に伴い企業債の借入額も増加しており、結果的に一般会計の負担が増えることになります。その中でも最も影響を受けているのは企業債利率の上昇になります。

本市では、公共下水道を遅く始めることになりましたが、そんな中でもせめて平成27年の都市計画決定後すぐに始めていれば、第1期事業計画区域の影響は最小限に抑えられたのではと悔やまれるところでございます。

昨日、宇野政策企画監から庄田議員への答弁では、インフラ整備などは好機を逃さず適したタイミングで進める必要があるとの言葉を改めて実感したところでございます。以上です。

〔9番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 鳥居佳史君。

○9番（鳥居佳史君） 部長の今の懸念というか、指摘は私も同感です。

確かにそういう部分はあると思いますけれども、ただ下水道を検討しているときに、私も申しましたように、公共下水道以外に合併浄化槽という方法もあるということを当時は言わせて

いただいていたので、それがどちらがよかったかというのは今さら言っても過去のことになりますけど、おっしゃったようなことで今後の物価上昇というのは非常にこの下水道事業をやっていく上で非常に瑞穂市の財政に大きな影響を持つというのは間違いないということです。

もう一つ、次の質問ですけれども、この下水道の財政の大きな要因である、部長が盛んに言っておられる、私も同感ですけれども、利用する人がどれだけいるかという点であります。つまり、利用する人口、人の数ですね、平たく言うと。その点についてちょっと御質問します。

財政シミュレーションにおける12ページに、整備水洗化人口想定項目で、別府、本田以外の全域、そして本田団地内、そして別府地区、それぞれの人口はどこからの数字でありますか。

また、その水洗化率について、本田団地以外は西処理区と別府処理区の実績水洗化率を採用していますが、合併浄化槽が5割と普及している現状ではもっと厳しい、利用者が少ないんじゃないかという数字になると思われそうですが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（若井千尋君） 工藤上下水道部長。

○上下水道部長（工藤浩昭君） 初めに、水洗化率の分母となる整備区域内人口の推計についてお答えします。

これは3月の一般質問でも同様の質問をいただき、お答えさせていただいていますが、令和6年3月、岐阜県が策定しました木曽川及び長良川流域別下水道整備総合計画において算定された市町村別将来行政人口から本市の地区別人口を基に推計しております。

次に、水洗化率の想定について、本田団地の集中浄化槽区域では市の公共工事で公共污水ますを設置すると同時にし尿の排水設備を接続していきますので、集中浄化槽への配管からは物理的に切り離され公共下水道に接続されるため、令和10年度には100%の水洗化率になると見込んでおります。

また、牛牧地区においては、西処理区と別府処理区の加重平均の実績水洗化率で試算しております。この実績では、供用開始3年で39%、10年で57%となります。この水洗化率を上回るように、以前からお話していますが、現在行っています管路施設の工事中から水洗化促進を業務として工事会社が各家庭を回り、接続の必要性や下水道に関わる説明を行っています。

この水洗化活動における工事会社のモチベーションを維持するために水洗化率が想定を上回った場合には、上回った件数に応じたインセンティブを付与する契約ともなっております。

これらとは別に、市の上下水道審議会からは、合併処理浄化槽利用者が3年以内に下水道に接続した場合には受益者負担金を全額免除するという提言をいただいております、今後この制度を盛り込んだ受益者負担金の条例や規則を定めて水洗化率の向上を図っていきたいと考えております。

鳥居議員には、長年にわたり下水道財政の御心配をいただいております、大変ありがたいと感じております。その上で、下水道に接続したほうがよい、接続しなければいけないと思っても

らえる市民の方が増えるためには、議会と行政が一体となったポジティブな情報発信が必要であると考えております。

そうした中、鳥居議員には毎回のお願いになり恐縮ですが、議員としてその一翼を担っていただくことをお願い申し上げ答弁といたします。以上です。

〔9 番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 鳥居佳史君。

○9 番（鳥居佳史君） おっしゃるとおりで、僕も配慮しています。

一方で、例えば本田団地、次の質問の回答をしていただいたので、その本田団地の人から、まだ自分のところの公共ますは工事が始まっていないんですけど、今後どうなるかというのが御本人は分からないと言うんですよ。いずれ公共工事ますの設置が始まるんだけど、今後どうなるんだろうか。私が概略をお話ししました。つまり、公共ますを市のほうが造ってくれますよと、ただ公共ますから先、自分の家の污水配管を公共ますにつなげるのは、Aさん、あなたが自分でやるんですよと。えー、どうやってやるのということなんですね。

結局、工事をする業者さんを決めないといかんし、見積りを取ってこの金額でやってもらおうかという、そのような作業を、独居老人の方なんですけれども、そういうことを言われて、これはそういうことをお伝えして初めてその方もそうなのということで、ただどうしたらいいのかという、本人も分からないという状況になる。

つまり、私が言いたいことは、本田団地の方々に情報がなかなか、高齢の方が多いので入ってこないんですね。そういう方にどういうふうにしたら自分の下水管、または生活排水もつなげられるかというのをかみ砕いてお伝えしないと御本人も分からない。そうすると、それを徹底しないと2年後に100%の接続というのはひょっとしてできないかも分からないなというふうに危惧しています。

この辺は私も一生懸命伝えたいと思いますけれども、工藤部長も何か頭に入れてちょっと対応を考えていただいたほうがいいかなというふうに申させていただきます。

最後の質問です。3 大事業に対して。

新庁舎を只越に建設した場合の概算総事業費150億とした場合、下水道と穂積駅南区画整理事業の3 大事業における一般会計からの負担はどうなりますかということで資料を、議長、皆さんに見ていただきたいために提示をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（若井千尋君） 許可します。

〔資料呈示〕

○9 番（鳥居佳史君） なかなか数字ばかりで、今ここで理解はなかなか難しいかと思うんですが、私がここで言いたかったのは、各年度ごとに何か下水道と穂積駅南区画整理、そして新庁舎と3つの項目が令和9年度から横にだあっと書いてあります。

この数字は、上の下水道と穂積駅南区画整理については、市の提供された資料から一般会計の負担金ということで書いてあります。そして、新庁舎につきましては、これは私が想定で書きまして、あくまでも新庁舎は今24億ですかね、今まで。31億の基金を積立ての予定ということとは私も重々承知しております。これらの基金を含めて一体幾ら返済することになるかということ、ちょっと私は簡単にシミュレーションしたんですね。

どういう条件かということ、150億の総事業費のうち10億は補助金等、国からの補助金で賄えるとして140億。この140億、庁舎は既に基金として24億、将来的には31億積まれます。その基金も全部入れて、一般会計から30年の借入れで140億を金利3%で元利均等で返済すると年間幾らの返済になるかというのを計算したわけで、その金額が約7億円なんですね。あくまでも基金はそこに入っています。31億円というね。

それで、昨日の関谷守彦議員の一般質問の中で、石田部長から、新庁舎についての借入れについては20年返済を検討しているというお話を聞きましたので、じゃあ20年で140億をもし返済するとすると、当然年単位の返済額が上がります。9億4,000万円です、試算すると。

さて、ここで今の金額が多い少ないというのは、私が毎回ここでお伝えしています瑞穂市の財政で自由に使える財源は幾らあるんだということをお聞きしまして、執行部のほうから13億から15億というお答えでした。

令和6年度の予算シートが出ています。私はそこから自分なりに自由に使える金額は幾らというのを試算しましたが、やはり15億ちょっとでしたね。16億はいっていなかったと思います。つまり瑞穂市の自由に使えるお金というのは15億前後なんです。その財源の中から、今申しましたように例えば新庁舎であれば9億とか、下水道におかれては波がありますけれども、平均で4億3,000万という。これは年度それぞれ足すと大変な金額になってくるんですね。

ざっくりと私はそういう財政の予想をして、特にこの新庁舎については財政的に非常に厳しいということを思いますので、ぜひ見直していただきたいという意味でこの資料については提供させていただきました。

あと、この下水道の財政シミュレーションですね。私もじっくり見させていただいて、先ほどのだんだん下水道をやっていくと黒字転換になるという。そうなんです。そういう数字、結果が出ていますけれども、現実的に日本で下水道をずっと40年、50年前からやっている自治体、しかも当時は高度成長で人口もどんどん増えていくんです。下水道を敷設しました、利用する人は人口が増える、どんどん増えていく、使用料収入はどんどん上がるという中でもほとんどの自治体は下水道について返済、一般会計から繰り入れて、要は赤字なんで補填しないといけない自治体が多いという実態、そういう状況なんですね。ところが、瑞穂市の場合は、先ほど申しましたように今の財政計画だと将来的に黒字経営になるんです。

なぜそうなっているかということ、1つはこの下水道の使用料収入、使用料、下水道に接続す

る人口が令和54年まで接続する人口が増え続けるんです。令和54年をピークに少しずつ接続する人口は減っていくという、そういうシミュレーションでこの財政計画ができています。この部分が黒字になるという結果の一つの要因であると思っている。つまり、財政計画をもう一度現実に合わせて見直して、第2期、第3期の事業についてどうするか判断をしていただきたいと強く思います。

では、次の質問です。

次は、新庁舎に関して質問させていただきます。

昨日の一般質問で関谷守彦議員も質問されました。内容的にダブっているかも分かりません。ダブっての答弁でも構いませんので、よろしくお願いします。

関谷守彦議員が県から入手した県と瑞穂市の新庁舎建設に関わる県サイドの打合せ整理表によると、令和2年6月26日というのは、市民に対して下水道の基本構想という市民に説明会が開かれました。

新庁舎建設基本構想に関する市民説明会というのが同じ令和2年1月に行われています。その半月後の県と瑞穂市の最初の打合せですね、そのときに、市のほうから冒頭で新庁舎の建て替え計画での候補地検討の一案に調整区域内の地区がある。市の都市サイドとして必ずしも積極的適地とするものでないが、選択肢の一つとして当該地区での調整区域内地区計画の実現可能性について確認したいとふうに、市から県に最初の打合せで説明してあります。

この年の、先ほども言いましたように、1月に新庁舎建設に関する市民説明会までは市街化調整区域は候補地としては上がっていないんです。つまり、市の内部でその検討委員会による基本構想を検討した中でも、市の内部でも市街化調整区域というのは検討の対象外だったんですね。全て市街化区域の中で8か所の検討をされています。それが突然、5か月後の6月に候補地として市街化調整区域が加わったと。

都市開発課当局は積極的適地とするものではないというふうなコメントを出しながら、その後の県との打合せ、令和4年8月10日、約2年後になりますけれども、あまりその間に打合せは進んでいないんですけれども、昨年度から状況は変わっていないと市は説明して、市としては昨年度から相談している候補地（第4案）として括弧してあります。この第4案、この時点で只越ということが決まっていたようですね、が第1候補地であることに変わりはないと。第1候補地としてあることに変わりないと説明しています。

ちなみに、この候補地の検討委員会というのは、この8月10日の約1か月前の4月21日に第1回の検討委員会が開かれていますけれども、このときには只越の候補地は一切出されていませんね。このやり取りから第4案、すなわち只越地区が第1候補地として、市街化調整区域が誰かからの指示で加えられたことが明らかであります。

誰がいつ、なぜ指示したのか明確にしてください。

○議長（若井千尋君） 総務部長 石田博文君。

○総務部長（石田博文君） 昨日の関谷議員と同じような答えになってしまうと思います。

この質問ですが、3月の第1回の定例会でも同様の質問に対して答弁をさせていただいておりますので、繰り返しのような答弁になってしまうかもしれませんが御了承をいただきたいと思います。

時期については記録がなく、確認ができません。市長からは、総務部や都市整備部に対し、新庁舎建設基本構想の候補地以外にも幅広く検討することはできないかと政策的な方向性の提案があったものであり、市街化調整区域の2か所と準都市計画区域の1か所を例示し、一つの例として県に御相談をさせていただいたものでございます。以上でございます。

〔9番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 鳥居佳史君。

○9番（鳥居佳史君） 昨日の市長も含めて、部長の答弁の中で私がちょっと確認をさせていただきまして、このときに市長はその市街化調整区域3候補地があつて、そのうちの1か所を只越地域と決めたという部分は、市長は全然関与していないということをはっきりおっしゃいました。その後、専門的、技術的観点から検討した結果だと。つまり庁舎のスタッフが、各担当部署が専門的、技術的観点から検討した結果だというふうにおっしゃいました。

私も、市のこれをいろいろ考えられたスタッフの皆さんも、僕は専門の人だと思います。都市計画とか農地とか、いろんな人たちが検討した結果というふうに私も思います。であるならば、一番最初に市の内部で検討した令和2年にこの市民説明会で出された基本構想の中に8か所も候補地があつて、それを3か所に絞っていると。この検討の内容は、専門的、技術的観点から私はやられたんだと思います。

しかも、私がこの内容を見てみますと、私は仕事柄、建築とか都市計画の仕事をやってまいりました。非常にリーズナブルです。この検討内容はそうだなと私も思われる内容でした。にもかかわらず、市長はこの3候補、旭化成と巢南とここ、この3候補以外にほかのところを検討してほしいと。これを言われる根拠についてもう一度お尋ねします。

○議長（若井千尋君） 市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 鳥居議員の御質問にお答えをさせていただきます。

昨日の答弁とも重なると思いますが、その当時の瑞穂市新庁舎基本構想では、市役所の候補地を検討するということで検討の対象となっていたのは、現在の穂積庁舎、そして現在の巢南庁舎、さらに旭化成周辺ということで、大きく3か所となっていました。

旭化成周辺については、私が本社のほうに訪問し直接お話を伺って、現実的に庁舎が建設できる用地として活用できる可能性は低いと判断をいたしました。そのときのやり取りは省略させていただきますが、向こうから、先方からはかなりのこともおっしゃられました。

また、穂積庁舎、巢南庁舎についても、それぞれ旧町時代の行政需要の前提とした敷地や敷地面積の規模であり、現在の瑞穂市全体の行政需要に対応できるような庁舎機能、さらには市民センターの機能や、市民センターの中には体育館や柔剣道場もあります。さらに、巢南の公民館などの機能を一体的に整備ができる十分な用地とは言い難いと私はそのときに判断をしたということから今回の指示をしたということです。それを受けて行政のほうはいろいろ県のほうと調整をしたということになります。

また、昨日もお話をしましたが、その後についてここでなければならないというような発言も一度もしたことはないということだけ御理解をしていただきたいということを思います。

〔9 番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 鳥居佳史君。

○9 番（鳥居佳史君） そうですね、昨日もそのように御答弁いただきまして。

ちょっと2つの発言事例を紹介させていただきます。

まず、令和3年ですね、この説明会の後。その前かな、令和2年ですね。ちょうどその最初に市が県に相談しに行ったそのときのちょっと後。令和2年12月16日の議会で、広瀬守克議員の新庁舎に対する質問をされています。その中の答弁で、このような答弁があります。

森市長が答弁されているんですけども、1つ目は、耐震性能が不備な庁舎で受けられる起債であります。国のほうから有利な起債が受けられると。

次、2つ目には、洪水地区、浸水地区に庁舎があれば、例えば高台などに移転するときには国のほうから支援がいただける話を伺ってきました。つまり、国からの支援金を何とか取りたいという市長の意向ということで、いろいろ国のほうに言ったんでしょね。そのときに国は、防災上、高台等に造れば、その高台は防災に関係するので費用は出るよと、そういうことで市長は高台などに移転するときは国のほうから支援がいただけるというようなことで、最後の結びで、そのことを踏まえて市の中央部に、高台に移転するということを私の今の政策といいますか思いと語られております。

その前にこのような記述があります。市長の答弁です。防災の拠点の庁舎がある、そしてその高台に避難所となる総合体育館がある。そして、避難所となる市民野球場がある。消防署も将来的にはそんな高台に移すということが、この今の瑞穂市にあっては一番ひょっとしたら方策といいますか、遅れてしまった庁舎ゆえ、それぐらいの大きな計画を立てないと市民の皆さんには理解を得られないということも考えております。

そしてその次に、ちょっとこれは関連事項ですけども、私の政策の中、政策のマニフェストに、市民協働による市役所庁舎の早期整備をしたいという、市民協働という発言をされています。

そして、その約1年後、市役所の担当者が県に相談しに行ったときに、この庁舎建設につい

てですね、一番最初に市のほうから新庁舎の建設場所の検討をしており、その概要としては、新庁舎と併せて体育館やグラウンド等の公共施設を面的に整備するものであります。想定ですが、10ヘクタール程度云々とあります。

私がここで聞きたいのは、今また最初の答弁で市長が市民センターと公民館を一体的に整備するということをおっしゃられました。市長の判断でそういうふうに言ったと。ならば、この令和2年のときの答弁とか令和3年の市のスタッフの人が県に説明するときに、なぜこの市民センターと公民館を一体的にするという話が出てきていないのでしょうか。

○議長（若井千尋君） 鳥居議員に申し上げます。

ただいまの質問は事前にいただいた通告書にはございません。通告以外の趣旨というふうに思われますので、通告に沿った質問をしていただくようお願いいたします。

〔9番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 鳥居佳史君。

○9番（鳥居佳史君） 私が通告でなぜ指示したのか明確にしてくださいという、ここが明確でないと判断していますので、なぜ市街化調整区域を検討するように頼んだかということを明確にさせていただくために今の質問をしております。ぜひ理解していただきたいと思います。

ということで、今の質問について、もしお答えがあるようでしたらよろしくお願いします。

○議長（若井千尋君） ないようでございます。質問を続けてください。

○9番（鳥居佳史君） 公共施設の多機能化というと、非常に、ああ、何となくいいんじゃないのと思われませんか。一般的に公共施設の多機能化というのは、庁舎を中心にほかの市民センターとかそういうものを一緒にするというのではなくて、市民センターとか公民館とか図書館とか、市民が一般的に集う用途の違うものを一緒にするという、そういう部分が多機能だというふうに私は思います。

そういう意味で、庁舎を中心に多機能という部分は、よく考えてみるとそれって一体どういうことと。庁舎というのは、平日、市民の人がいろいろ用事で行くところです。土・日は基本的に閉庁されている。そういう意味で、多機能化というのは、今申しましたように少し用途的に違うのではないかというふうに思います。

ということで、新庁舎について非常に只越に決められた経緯がなかなか納得できるものではないということと、やっぱり何もない市街化調整区域に新たに5万平米の敷地を整備するということは、道路を整備し、インフラを整備し、土地を買い上げるという大変な費用がかかる。結果、150億と想定される大きな金額になるので、私はぜひ新庁舎を建てる位置についてもう一度検討していただきたいなと強く思います。

では、次の質問に移らせていただきます。自治会の水路清掃についてです。

去年7月7日、6月議会で水路清掃について質問しました。

このときの執行部答弁では、水路清掃は地域のことは地域で取り組むという考えの下、地域の共同作業として実施していただいている。また、汚水については私費で負担していただく、それから雨水については公費で負担という大原則がありますとの答弁でした。

その後、市としての新たな動きはないように思いますが、先月の水路清掃のとき、市民の方からエンジン草刈り機での作業はけがでもしたらどうするんだ等の意見が出ました。そして、地域の高齢化、自治会加入率の低下は、水路清掃の持続性について問われています。

市民が納得する仕組みをいま一度考えるときだと思いますが、いかがですか。

○議長（若井千尋君） 都市整備部長 坂野嘉治君。

○都市整備部長（坂野嘉治君） 議員の水路清掃についての御質問にお答えいたします。

水路清掃につきましては、自治会活動の一環として多くの地域で実施していただいております。御質問にありますとおり、地域の高齢化や自治会加入率の低下により、今後、今までのように活動できないと危惧されている自治会があることは認識しております。また、その一方、清掃活動は続けていきたいと考えておられる自治会もございます。

市としましては、これまでどおり側溝の蓋上げ機の貸出しや汚泥を回収するための土のう袋の提供、回収を行い、清掃活動の補助を継続していきたいと考えております。

また、暗渠や危険性が伴う場所、大規模に土砂等が堆積している箇所などにつきましては、現場を確認し市が対応させていただきますので、地域の実情を踏まえ、無理のない範囲での活動で御協力をいただければと考えております。

〔9 番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 鳥居佳史君。

○9 番（鳥居佳史君） 私は、水路は公共物であるという認識の下、管理責任は市にあると申し上げます。

そして、自治会の水路清掃は、軽作業的な地域の美化活動として協力として位置づけ、希望制にする、不参加自治会には不利益を与えないようにする。このような考え方の下に水路管理基本計画を策定し、市の責任を明確にすることで、水路清掃活動に対して納得が得られるのではないのでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（若井千尋君） 坂野都市整備部長。

○都市整備部長（坂野嘉治君） 自治会等による水路清掃は、地域環境美化活動として長年御協力をいただいております。

市としましては、自治会が担う範囲などを含め、各地域の実情をお伺いしながら、自治会、地域団体、市が連携し、今後の維持管理の方向性についての検討を進めていきたいと考えております。

〔9 番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 鳥居佳史君。

○9番（鳥居佳史君） 事故等がないように、そして地域の住民の方が本当に各地域によって実情が違うという、住民の方のメンバー、そして地域の水路の状況も違うということで、なかなか一律にこうしようという部分ではなかなか適用しないという部分があると思いますので、また各地域の実情を聞いてそれに対応されていくという答弁だったと思いますけれども、実情に合わせて検討していただきたいと思います。

最後の質問です。ごみ屋敷条例の制定に向けて。

瑞穂市空家対策計画が令和6年3月に策定されました。内容は、瑞穂市の空き家等対策への取組及び課題がまとめられています。

本日は、市民から相談があったごみ屋敷について提案をさせていただきます。

ごみ屋敷は、空き家とは限りませんが近隣住民にとっては非常に迷惑なことで、精神的ストレスにおける心の被害や、火災や倒壊などによる財産損壊等が想定されます。安全で安心できる日常生活を守るための仕組みが、現行の瑞穂市空家等対策計画では不十分だと思います。

現行の廃棄物処理法では不法投棄には該当せず、私人宅内のごみ堆積には直接介入できません。消防法では、火災発生の危険が顕在化しない限り、立入検査のハードルが高いです。

民法においては、隣地紛争等住民同士の民事問題にとどまり、行政が主体的に動けない。つまりごみ屋敷に特化した条例がないと、行政が苦情を受けても実効的な対応ができない。そこで、条例化することで支援につなげる訪問調査が可能になり、早期発見や福祉、保健、消防、警察との連携が可能となり、当事者の支援の枠組みを制度化できます。

全国でも、80以上の自治体のごみ屋敷条例を制定しています。行政代執行の法的根拠も明確にし、費用回収を可能にするものであります。

ごみ屋敷条例の制定を検討しませんか。

○議長（若井千尋君） 環境経済部長 臼井敏明君。

○環境経済部長（臼井敏明君） 議員が言われますいわゆるごみ屋敷と言われるものにつきましては、住民が生活しているにもかかわらず住民自らが家屋内や敷地内に物を堆積させた結果、近隣住民への影響も出るほどの不良な生活環境となっている状態であると認識し、答弁させていただきます。

このごみ屋敷を改善することを目指した自治体の条例につきましては、令和6年度に環境省が実施したごみ屋敷に関する調査において、全国の1,741自治体のうち90自治体で制定されており、その割合は全体の5.2%となっております。

各自治体の条例には、該当のお宅に対して実施する行政機関による措置が規定されますが、その種類としましては、立入調査や助言・指導、勧告・命令、それから代執行や公表、罰金・過料の徴収などがあり、その規定される範囲は自治体ごとに異なっております。

なお、先ほどの環境省の調査によりますと、それらの措置が実際に実施された状況としましては、立入調査や助言・指導が932件である一方で、代執行は4件、公表は3件となっております。

その状況になる主な要因としましては、まず1つ目として、どのレベルから措置の対象として取り扱うべきか判断できない。2つ目としまして、勧告や命令で事態が改善することは考えにくく、結果的に行政代執行を前提とした解決となる可能性がある。3つ目としまして、行政代執行した場合に住民からその費用を回収できる可能性が低いなどがありますが、一番課題となるものとして、堆積しているものは住民自身のごみであると認めないという事態が考えられます。

また、最後は役所が何とかしてくれるだろうという間違った意識が広まる可能性も考えられます。

条例の制定につきましては、メリットもちろんありますが、これらのデメリットも考えられます。

例えば、京都市の例でいいますと、不良な生活環境の解消はあくまでもその状態を生じさせた御本人が対応することとしながらも、御本人が社会的孤立や疾病などによる心身状態の低下などの課題を抱えていることが多いと考えられ、条例を制定した上で取り組んでいる自治体もありますので、これらの先進自治体の状況などを研究させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

〔9 番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 鳥居佳史君。

○9 番（鳥居佳史君） 今の部長の説明で本当に難しい問題があるなというのは私も同感するところでは。

先進自治体の事例を調査していただいて、私もその90の条例を制定したところがその後どういう状況かというのはちょっとフォローしていないので、私もその辺はいいところ、悪いところはフォローしながらもう少し研究したいと思いますけれども、ただ住民の方にとっては本当にどうしたらいいんだというのが分からないというところで困っていらっしゃるということで、私も相談を受けたという次第でございます。

前の北村議員の管理不全空き地の対応のところでの若干話があったと思いますけれども、例えばもし、答えられる範囲でいいんですけれども、空き家で樹木が電線にかかっている、これは危ないよというふうなことで実は今回問合せがあったんですけれども、市民の方にちょっと聞いていただきたいんですけれども、もしそういう電線に空き家による樹木がかかっている危ないなと思ったときに、市民の人としてはどういうことを初動としてすればいいんでしょうか。

つまり、市のほうのどこかに相談してくれとかということでしょうか。

また、中電に相談といっても困りますので、もし部長が答えられる範囲で答えられるのであればお答えしていただけると市民の方もちょっといいかなと思います。

○議長（若井千尋君） 江崎都市整備部調整監。

○都市整備部調整監（江崎哲也君） 失礼いたします。

先ほど、臼井部長のほうも答弁の中でお答えをしておりましたが、やはりそれぞれの管理者のほうにお伝えをしていただくというところがまず第一かと思います。

今おっしゃられた電線が中電さんが管理されるものなのか、もしくはN T Tさんが管理されるものなのかと、いろいろな電線がございますので、その管理者については例えば電柱にそういった表示があるとか、そういうところもございますので、また御確認をいただいてお問合せをいただければというふうに思います。以上です。

〔9 番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 鳥居佳史君。

○9 番（鳥居佳史君） 線が、通信用のケーブル、電気用のケーブルという、素人から見て分からないという部分でどっちかなと分からないので、例えば市のほうの都市管理課さんへ行ったらそれは対応してもらえるのか、環境課さんへ相談しに行ったら対応してもらえるか、その辺はやっぱり管理者にまず行けということですか。

○議長（若井千尋君） 江崎都市整備部調整監。

○都市整備部調整監（江崎哲也君） 道路の中に入っているものであれば、市のほうでも占用物件として出てきているものがございますので市のほうからのお問合せというところも可能かというふうには思います。

電線の設置場所によっては、民地内に電柱が設置されて、民地側の方との契約の中で設置されているものもございますので、全てが市のほうで把握しているといえますか、市のほうで確認ができるかというところはどうもございませんけれども、管理といえますか、市のほうで確認できる範囲内もあるかと思いますので、よろしくお願いします。

〔9 番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 鳥居佳史君。

○9 番（鳥居佳史君） 分かりました。

こういうときに、困ったときに行政さんに問合せするしかないと思うのは、多くの市民の方の心情かなと思いますので、今の民地側の線についてはよく分かりますけれども、多くは道路側にあると思いますので、そういう今の部長の答弁で市民の方も対応していただけたと思います。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（若井千尋君） 9 番 鳥居佳史君の質問を終わります。

議事の都合によりしばらく休憩いたします。

休憩 午後 3 時20分

再開 午後 3 時27分

○議長（若井千尋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

11番 森清一君の発言を許します。

森清一君。

○11番（森 清一君） 皆さん、こんにちは。

本日最後の質問者となりました議席番号11番、創緑会の森清一でございます。傍聴の皆さん、またユーチューブで御覧の皆様、最後までありがとうございます。

ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

私の質問は、1つ目に瑞穂市ゼロカーボンシティ宣言の取組について、2つ目に小・中学校のプール（水泳授業）についての2つであります。

以下につきましては質問席にて質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、1問目の瑞穂市ゼロカーボンシティ宣言の取組についてを質問させていただきます。

本市では、令和7年1月6日に「ウェルビーイングみずほ～持続的実現～」を将来像に掲げ、市民、企業、関係団体、行政が一体となり、地球温暖化防止対策を積極的に推進し、2050年までに温室効果ガスの排出量実質ゼロ、すなわちカーボンニュートラル脱炭素社会の実現を目指すことをうたった瑞穂市ゼロカーボンシティ宣言がなされました。その温室効果ガスの排出量実質ゼロを目指した活動として、省エネの推進、再生可能エネルギーの利用、ごみの減量、自然環境の保全や環境教育など、鋭意推進されていることに感謝を申し上げます。それらの取組について幾つかの質問をさせていただきます。

まず1つ目として、昨年6月の定例議会の私の一般質問で、廃食用油の資源化促進、要はS A Fの原料の回収についてということで質問をさせていただきました。今まで多くが焼却されていた家庭などから出る国産資源である廃食用油を回収して、S A Fとして航空燃料に利用するという資源循環させる取組についての質問でございました。

その提案につきまして、執行部におきましては鋭意取り組んでいただきまして、令和8年4月28日、岐阜県内で初めての廃食用油の資源化促進に関する連携及び協力に関する協定を締結されました。既に新聞やS N S、ホームページや「広報みずほ」6月号、また先般開催されました環境フェアなどにおきましても積極的にP Rされておりますが、あえて家庭や給食センターや、また飲食店などから排出される廃食用油を回収し、S A F原料として資源化するという取組について、その経緯と具体的内容について伺いいたします。

まず1つ目として、どの企業とどのような趣旨の協定をしたのか。

そしてから2つ目として、協定の主な内容について。

3点目として、協定に基づく具体的な取組について、どのようになるのかお聞きいたします。

○議長（若井千尋君） 環境経済部長 臼井敏明君。

○環境経済部長（臼井敏明君） 森議員の御質問にお答えさせていただきます。

このたびの協定の趣旨としましては、瑞穂市ゼロカーボンシティ宣言の取組の一環として、市内の御家庭などから排出される油を持続可能な航空燃料、いわゆるS A Fの原料に活用する取組を行うことにより、二酸化炭素排出を削減するとともに地域社会において資源の循環を図るものであります。

なお、協定先の企業としましては、S A F製造のプロジェクト管理を行う日揮ホールディングス株式会社と国内でS A Fの製造を行う株式会社サファイアスカイエナジー、そして油の回収業務を行う株式会社レボインターナショナルの3社となります。

協定の主な内容としましては、市を含めた4者についてそれぞれが担う役割や目的の達成に向けて継続的に意見交換を行うこと、そしてS A Fの製造に関する規定や契約期間などについて明記しております。

具体的な取組としましては大きく分けて2つになりますが、まず1つ目は、各家庭で調理に使用された油を美来の森で回収する取組になります。

2つ目は、学校給食センターと園内で給食を調理する市内の6つの公立保育所から調理で使用了油を回収する取組となります。

なお、いずれも回収する油は植物性油に限定をしております。以上です。

〔11番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 森清一君。

○11番（森 清一君） ありがとうございます。

それでは、各家庭から排出される廃食用油は美来の森にて回収されるわけですが、どのように持ち込むのか。家庭から美来の森のほうにどのような形で持ち込むのかお伺いいたします。

また、学校給食センターで排出された廃食用油も同様に美来の森で回収されるのかお聞きいたします。

○議長（若井千尋君） 臼井環境経済部長。

○環境経済部長（臼井敏明君） 美来の森での回収につきましては、中身が確認できるようペットボトルやサラダ油の容器などに油を入れていただき、美来の森に持ち込んでいただく方法としております。

なお、持ち込める日時としましては、プラマークつきの容器包装などの資源ごみの搬入と同じになりますが、平日及び日曜日の午後2時から午後4時の間としております。

また、学校給食センターの油につきましては、センター施設内にある油のタンクから業者が

直接抜き取る形となりますので、美来の森は経由しない方法となっております。以上です。

〔11番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 森清一君。

○11番（森 清一君） 基本的には、家庭から出る油はペットボトルあるいはその容器ですね、油の。美来の森へ持ち込むと。時間は2時から4時まで、平日ですね、基本的に。ということによろしかったですね。

それでは次に、市内には多くの飲食店がありますが、各家庭と同様の方法で回収されるのかどうか伺います。

○議長（若井千尋君） 臼井環境経済部長。

○環境経済部長（臼井敏明君） 美来の森での回収は家庭から排出される油のみとしており、飲食店様におかれましては、個別に回収業者様と契約して処理されるようお願いをしております。以上です。

〔11番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 森清一君。

○11番（森 清一君） 飲食店といってもいろいろ大小あると思いますけれども、それ全ての飲食店は個別でやるということですね。その確認でよろしかったですか。

○議長（若井千尋君） 臼井環境経済部長。

○環境経済部長（臼井敏明君） まず、先ほどお答えしましたように、回収する油を植物性油というふうに限定をしております。飲食店様におかれましては、植物性油のみの場合もありますし、動物性油も使用されている場合もあるかと思います。

現時点では、家庭からの油のみの回収を想定して実施しておりますが、今後動向を見ながら企業様や飲食店様からの油も回収できる見込みが立てば拡大をしていきたいなと思っております。以上です。

〔11番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 森清一君。

○11番（森 清一君） それでは、この廃食用油の回収はいつから実施され、年間どの程度の量を見込んでいるのかお伺いいたします。

○議長（若井千尋君） 臼井環境経済部長。

○環境経済部長（臼井敏明君） 美来の森における回収は6月1日より既に行っております。

また、学校給食センターにつきましては、美来の森に先立ち5月より回収を行っておるところでございます。

なお、年間の回収量はなかなか見込みにくいところではございますが、学校給食センター分が約9,000キログラム程度が想定されますので、美来の森の分も含めまして年間1万キログラ

ムの回収を目標としておるところでございます。以上です。

〔11番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 森清一君。

○11番（森 清一君） 1万キロという量で、少しでも多くなればいいと思いますけれども、この業者による廃食用油の回収、これについての回収コストについてはどのようなになっているのか伺いたします。

○議長（若井千尋君） 臼井環境経済部長。

○環境経済部長（臼井敏明君） 今回の協定により回収する油は資源物として協定企業に買い取っていただくものとなっております。

なお、S A Fに至るまでのコストにつきましては、回収業務に係る経費やS A Fの製造に要する経費などが想定されますが、詳しくは把握できておりませんので御了承ください。

〔11番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 森清一君。

○11番（森 清一君） ちょっとコストのほうは分からないというか、私もいろいろ調べたところ、相場はキロ当たり10円から50円程度と言われております。多分その中に入ってくるのかなという気もしますが、10円と比較すれば多少増えるのかな、増額となるのかなという気はいたします。

市民とか、また当市においても、また回収業者においても、そしてからS A F生産業者のいずれにおいてもメリットのあるものになると思います。ぜひ多くの廃食用油の回収につながることを期待しております。

じゃあ次、家庭系の廃食用油の回収についての今後の課題、取組についてよろしく願いいたします。

○議長（若井千尋君） 臼井環境経済部長。

○環境経済部長（臼井敏明君） 家庭から出る油につきましては、まずはお一人でも多くの方にこの取組を知っていただき、回収に御協力いただけるように努めていきたいと考えております。

なお、先日開催しました環境フェアにおいてもブースを設け、ポスターや動画などによりP Rをしておりましたが、今後も市のホームページや「広報みずほ」などの活用に加えまして、各種イベントなどでの啓発により取組が広がることを目指していきたいと考えております。以上です。

〔11番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 森清一君。

○11番（森 清一君） この取組につきましては、家庭での経費削減ですね。要は凝固剤が不要になる、そしてから美来の森へ出すからごみが減量化できるというようなことにもつながり

ますし、また資源の再利用によるCO₂の削減、こういうものにも寄与するものであり、また市民一人一人が脱炭素化に貢献できる身近な取組で、温室効果ガス排出量を実質ゼロとするゼロカーボンシティの実現に向けた、そういうものです。ぜひ、市内の各種イベント、教育の場、あらゆる機会においてさらなる周知啓発をしていただくようお願いいたします。

次の質問に参ります。

令和7年度新規事業となった環境省が推進する環境によい行動をしてためる全国共通の環境ポイント、エコアクションポイントについて、現在の運用状況についてお聞きいたします。

まず1つ目、スマホ利用のエコアクションポイント、スマホ登録をして使うものですが、この利用状況が、この前伺ったところあまり芳しくないというような情報もありますが、従来のエコポイントカードのみ、またエコポイントカードとエコアクションポイントカード、エコアクションポイントアプリの連携、そして3つ目として、エコアクションポイントアプリのみと多様な使い方がありますが、それぞれのメリット・デメリットについてお聞きいたします。

○議長（若井千尋君） 臼井環境経済部長。

○環境経済部長（臼井敏明君） 瑞穂市で運用しております空き容器回収機につきましては、希望される世帯に1枚ずつ発行可能なエコポイントカードで利用可能となっておりますが、先ほど議員おっしゃられました、新たに令和7年4月よりスマートフォンにエコアクションポイントアプリを登録していただくことにより回収機が利用できるようになっております。また、カードとアプリを連携してカードとアプリの両方で回収機を利用することも可能となります。

それぞれの特徴になりますが、まずカードのみ利用の場合はポイントがためられる上限が1,400ポイントまでと制限がありますが、ポイントの有効期限には制限がございません。また、たまったポイントは、市民センターと巣南公民館の窓口で市の指定ごみ袋やかきりん振興券などの粗品に交換できます。

次に、アプリを利用した場合につきましては、アプリ上で保有ポイント数やポイントの取得履歴の確認ができるようになります。また、ポイントの有効期限が設定されますが、ためられるポイントの上限はなくなります。たまったポイントで交換できる粗品につきましては、カードの場合に加えまして、アプリ上にある商品も選択可能となります。

なお、カードとアプリの連携につきましては、1枚のカードに連携できるのはスマートフォン1台までとなっております、一旦連携すると解除することができない仕様となっております。また、連携をするためには、市民センターまたは巣南公民館で連携する作業が必要となりますので御注意いただきたいと思います。以上です。

〔11番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 森清一君。

○11番（森 清一君） 前回の一般質問でも提案させていただきましたが、そのようなエコアクションポイントというのが始められて、要は廃食用油を回収するようになったときに、それを出したときにポイントがもらえないかというような提案をさせていただきました。

この廃食用油のエコポイント付与について今後どのようにお考えですか、お聞きいたします。

○議長（若井千尋君） 臼井環境経済部長。

○環境経済部長（臼井敏明君） 先ほど答弁させていただいた家庭で調理に使用された油の回収につきましては、現時点でポイントの付与を行っておりませんが、適切に回収、リサイクルが進むことで環境負荷の低減につながる取組でありますので、来年度までにはポイント付与ができるよう前向きに検討していきたいと思っております。以上です。

〔11番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 森清一君。

○11番（森 清一君） ぜひつけられるようにしていただきたいなと思います。

先般の環境フェアでこのエコアクションポイントのブースがありました。私もそのブースでこの説明を聞いて、早速スマホに登録をさせていただきました。簡単にスマホに登録できて、50ポイントもらえるかな、50ポイントを一応もらえました。このスマホに登録していただいて、市民の皆さんにもぜひ登録を進めていただければと思っております。

その際に、その担当者に廃食用油の回収においてエコアクションポイントがもらえるのかということを中心に伺ってみました。そうしたら、一応前向きに検討しているとの回答がありました。ぜひそういうふうに積極的にまた働きかけをしていただいて、つくようお願いいたします。

この廃食用油の回収が、やっぱり市民にとっても、また市にとっても、どこにとってもメリットのある取組であるというふうに考えておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

じゃあ、次の3つ目の市の指定ごみ袋について。

これについては、昨日の宮川議員の質問とかぶるところありますが、あえてさせていただきます。

アメリカとイスラエルのイラン攻撃に端を発した中東の政情不安の影響で原油価格が高騰、石油由来のナフサの供給懸念から、関連製品にも大きな影響を及ぼし、消費者に渡る製品価格に波及し、市民の生活に大きな影響が出ております。そんな中で、5月15日、石原環境相から自治体が指定する家庭ごみ袋を必要以上に購入しないよう呼びかけがありました。このごみ袋はナフサ由来の高密度ポリエチレンを使うことが多いとのことで、全国各地でごみ袋の買いだめなどで品切れの状態になり、ナフサ由来の高密度ポリエチレンから伸縮性のある別素材、ストレッチフィルム再生材に変更したり、一般のビニール袋の使用も許容する自治体もあるとのことです。

当市におきましては、令和7年7月にごみ袋の素材を植物由来、トウモロコシの由来のものに変更されましたが、ナフサ由来のものもその中には含まれているのでしょうか。

○議長（若井千尋君） 臼井環境経済部長。

○環境経済部長（臼井敏明君） 市の指定ごみ袋は、令和7年度より従来のポリエチレン100%からトウモロコシ由来のバイオマスプラスチックを25%配合したものに切り替えておりますが、ポリエチレン、プラスチックともにナフサ由来の原料が使用されております。以上です。

〔11番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 森清一君。

○11番（森 清一君） それでは、当市の指定ごみの袋、ごみ袋ですね、これは現在どの程度確保されているのかお聞きします。

○議長（若井千尋君） 臼井環境経済部長。

○環境経済部長（臼井敏明君） 1年間に店舗へ販売した量につきましては、5年間平均で大きいサイズが114万580枚、小さいサイズが57万3,840枚となっておりますが、令和7年度末の在庫数につきましては、大きいサイズが115万3,200枚、小さいサイズが53万1,200枚であり、ほぼ年間分を保管している状況であります。

現在、今年度の作成手続を進めておりますので、令和8年度分については十分確保できる見込みとなっております。以上です。

〔11番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 森清一君。

○11番（森 清一君） 先般、市長が日本赤十字の総会の折に講演された。そのときに、ちょうど私の女房も行っていて、聞いたところによりますと、このごみ袋の在庫のことですね。そんな話があつて、1年分は十分確保されているから皆さん買いだめはやめましょうと、そんなことを話されたということを聞きました。今の答弁でも十分1年分はあるという、そんな認識であります。

それでは、指定ごみ袋の在庫がなくなった場合に、もしもなくなった場合にどのような対応を取られるのかお聞きいたします。

○議長（若井千尋君） 臼井環境経済部長。

○環境経済部長（臼井敏明君） 本年度につきましては、先ほどお答えしたとおり数量的に確保しておりますが、来年度以降に必要量が十分ではない局面となった場合は、市販の半透明ごみ袋で代用することも含めて検討が必要になると考えております。以上です。

〔11番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 森清一君。

○11番（森 清一君） 一応なくなった場合のことまで考えられているということですね。

じゃあ今後、指定ごみ袋を作成する場合、原料の確保の面からコスト高になることも予測されますが、どのようにお考えですか。

○議長（若井千尋君） 臼井環境経済部長。

○環境経済部長（臼井敏明君） 各方面で物価高騰の影響が出ておりますが、ごみ袋につきましても同様でございます。また、ナフサ不足の影響も出てきております。

来年度の必要数につきましては、原材料の早期確保の観点から従来よりも作成手続を早めることを検討しているところでございます。以上です。

〔11番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 森清一君。

○11番（森 清一君） 指定ごみ袋の買だめを控えることは当然ですが、指定ごみ袋の消費を減らすことが最も重要なことになります。

そのために、当市としてもごみの減量化とリサイクルなど継続的な取組、市民への啓蒙をされておられますが、その現状と今後のさらなる取組についてポイントをお聞きいたします。

○議長（若井千尋君） 臼井環境経済部長。

○環境経済部長（臼井敏明君） ごみ袋の販売状況につきまして令和3年度と令和7年度を比較しますと、小さいサイズは多少増加していますが、大きいサイズは約3.5%、枚数でいいますと約75万枚減少しております。この状況は、市民の皆様の御理解、御協力によりごみの減量が進んだものと考えられますので、この場をお借りしてお礼を申し上げます。

今後につきましては、これまで可燃ごみとされていたものを可能な範囲で分別を行い、ごみではなく資源として循環を図る取組が重要となっておりまして。そのためには、市民の皆様への意識づけを進めることが大事となりますので、先日開催しました環境フェアなどのイベントなどを活用し、周知活動を進めてまいりたいと思います。以上です。

〔11番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 森清一君。

○11番（森 清一君） ありがとうございます。

ごみ問題では、小さな取組が持続可能な未来への第一歩となります。やはりごみの減量化とリサイクルの促進、これを徹底することが最重要課題でありますので、ごみの分別の徹底をさらに周知啓蒙をしていただくようお願いいたします。

最後に、市長のマニフェストの29番目に環境都市みずほの創設ということで、一応令和6年3月環境都市宣言、令和7年1月ゼロカーボンシティ宣言ということで、その成果のほうも書かれておりますが、この点について市長のほうから何かあればよろしく願いいたします。

○議長（若井千尋君） 市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 森清一議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まずその前に、森議員から御提案のあった家庭から排出される廃食油を回収して、持続可能な航空燃料であるS A Fの原料とするということで、この4月に協定を結ぶことができました。これも御提案があったからこそだということを思っておりますので、お礼を申し上げます。

この取組は、家庭用の廃食油を航空燃料のS A Fの原料とするという取組で、県内では初めての取組ということになります。そして、二酸化炭素削減などにつながる先進的な事業であるということから、事業化できたことも本当にうれしく思っております。市民の皆さんが身近なところから脱炭素社会づくりに参加できるような取組ということになると思います。

私は、環境都市宣言、そしてゼロカーボンシティの実現に向けましては行政だけではできなくて、市民の皆様や事業者、さらに各種団体の皆様などと目標を共有しながら、それぞれができることを積み上げていくということが大切であるということを思っております。

議員の御質問の中のエコポイントの活用についてという点につきましては、瑞穂市では空き容器回収のカードやエコアクションポイントのアプリを活用して、多くのほとんどの市民の皆さんがこのカードやアプリは持っておられるということを思っており、これは瑞穂市の一つの長年にわたる文化とも言えます。

さらに、このエコアクションポイントのアプリか、また別に市の公式アプリなどを導入して空き容器回収や廃食油の回収、さらには例えば一昨日の中学生たちの主張、わたしの主張2026などに来ていただくと何ポイントかがもらえとか、市の主催のイベントの参加や環境、さらには健康づくり、地域の活動などに資するような行動に対してポイントが付与できるような、そんな全体的な仕組みは構築できないかなということも考えております。

ゼロカーボンシティの取組というのは、環境分野だけの施策に捉えるのではなくて、健康づくりや地域活動、さらには経済の活性化、そして昨日も馬淵議員からの御質問のあった国からの物価高騰対策などにも、このようなアプリがあればポイントを付与することもできるのではないかと考えております。環境へ取り組む行動が、地域が元気になるというような、そんなキーワードの基に取り組んでいきたいということも思っております。

昨日また、庄田議員からの御質問の環境問題についてということで、ハリヨについても副市長が地域とともに保護するための整備などもこれから考えていくというような答弁をさせていただいておりますが、私はそれと並行して、瑞穂市の湧き水、瑞穂市は名水なんだということも市外のほうに発信するようなことをしていかなければならないということを思っております。

今後も市民の皆さんや事業者の皆さんと連携しながら、脱炭素の取組として、それぞれが負担と考えるのでなく楽しみながら、先ほど森議員のほうからは、小さな取組が次第に広がるというような、それも同様だと思います。楽しみながら参加できるような、そんな環境づくりを進めていきたいということを思って答弁とさせていただきます。

〔11番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 森清一君。

○11番（森 清一君） 御答弁ありがとうございます。

この環境問題というのは本当に尽きる事のない課題でありまして、ぜひこの環境都市瑞穂としてこれからの環境についてさらなる努力をして、地球の温暖化とか防止して、2050年までには温室効果ガスゼロを目指して頑張っていただきたいなと思います。

それでは、大きな2番目の質問として、小・中学校のプール、水泳授業についてをお伺いいたします。

4月19日の新聞によりますと、全国的にプールでの水泳授業を取りやめている事例が増えていくことを受け、スポーツ庁が実態調査に乗り出したとの記事がありました。施設の老朽化や猛暑により座学のみとするケースや、民間施設を活用するなど在り方が多様化。実施場所や形態、指導体制について各地の教育委員会などに確認し、今後の政策の参考にするとのことでした。

本市では、生津小学校区においては、公私連携保育所施設建設で生津小プールが取り壊されるため、令和7年度よりプール授業を民間施設に委託しております。また、牛牧小校区におきましては、牛牧小プールが老朽化による激しい漏水で使用が不可能となったため、令和8年度よりプール授業を民間施設に委託することになりました。

学校プールの老朽化の観点から、市内小・中学校プールについて、それぞれの建設時期、あるいは経過年数、各プールの現在の状態や過去の修繕履歴など、どのようになっているのかお聞きいたします。

○議長（若井千尋君） 教育委員会事務局長 磯部基宏君。

○教育委員会事務局長（磯部基宏君） 失礼いたします。

建設時期につきましては、本田小学校が昭和56年8月、穂積小学校が平成8年8月、南小学校が昭和62年、中小が昭和49年、西小が昭和48年7月、穂積中学校が60年8月、北中学校が昭和59年2月、最後に巣南中学校が昭和55年となっております。参考までに、民間委託を現在行っている生津小が昭和56年、牛牧小学校が昭和51年に建設となっております。

現在の状態につきましては、民間委託へ移行した2校以外で穂積小学校以外は、現在通常どおり授業に活用可能な状態でございます。穂積小学校につきましては、プール底のラインの部分の塗装が剥がれており、専門業者より意見を聴取し今後の方向性を検討しているところでございます。

最後に、主な修繕履歴につきましては、各学校プールは、児童・生徒の安全確保と機能維持のため、計画的かつ必要に応じて修繕を行ってまいりました。主なものとしましては、今年度、巣南中学校のプールろ過装置修繕工事を実施しております。また、令和5年度に南小学校のプールろ過修繕工事、令和2年度には西小学校の高学年用プールサイド修繕工事を実施いたして

おります。そのほかにも、経年劣化に伴う電気設備の修繕、水漏れ防止のためのコーキング修繕など、各プールの状況に応じて小規模な修繕を随時行っております。

市といたしましては、今後も子供たちが安全に水泳学習に取り組めるよう、各プールの適切な維持管理に努めていきたいと考えております。

〔11番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 森清一君。

○11番（森 清一君） 小・中学校のプールの建設年、一応聞きましたけれども、一番最新が平成8年でしたっけ。ほぼほぼ30年近いということですね。

財務省の省令で、水泳プールの耐用年数は30年とされておりますが、ある調査によりますと全体の76%が30年を超えており、50年を超えたプールに絞ると17%存在するとのこと。施設によっては改修工事を行っていると思われるが、単純に建設からの年数を見ると老朽化が進んでいる可能性があるようですという、そんな報告がありました。

当市の学校プールでも、やはり30年という年数は経過しておるものの、修繕しながらでも現在使っているということですが、今後、やはり老朽化等が進んで廃止せざるを得ないプールも出てくるのではないかなというふうに感じます。

一方、近年、夏場は猛暑を通り越して最高気温が40度を超える酷暑といった極端な気象状況が目立つようになりました。気象庁の予報によりますと、今年の夏も暑くなるとの見通しだそうです。こうした中、夏場は暑過ぎて学校のプール授業ができず、屋外でのプール授業を見送る自治体も出ている状況です。

このような状況において、当市では今後どのように対処されるのかお聞きいたします。

○議長（若井千尋君） 教育長 服部照君。

○教育長（服部 照君） 学校現場におきましては、夏季の気温が著しく上昇している状況を踏まえ、児童・生徒の健康と安全を最優先に、毎日の体調の把握を徹底するとともに、ウォータークーラー等による水分補給の促進、暑さ指数（WBGT）を活用した活動可否の判断、基準を超える場合の内容変更や中止など、熱中症予防対策に取り組んでおります。

御質問の学校での水泳授業における熱中症対策としましては、既に設置されているプールサイドへのシェードに加え、必要に応じてテントやタープを臨時に設置するなど、直射日光を避けられる環境整備を行っております。あわせて、学校内では保健室を中心とした緊急避難先を確保するなど、万一に備えた体制整備を進めております。さらに、気温が高い時間帯を避け、午前中に授業を行うなど、時間割の工夫も行っております。

一方で、水泳の授業を民間に委託している学校においては、屋内プールで授業を実施することで、天候や暑さの影響を受けにくい環境で実施することができ、熱中症リスクの低減にもつながっております。

市としましては、学校現場と連携をしながら、児童・生徒の安全確保を最優先に暑熱対策の強化に取り組んでいるところでございます。今後も、気候変動による影響を踏まえつつ、必要な対策を適宜見直し、児童・生徒が安心して教育活動に取り組める環境づくりを一層推進してまいりたいと思います。

〔11番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 森清一君。

○11番（森 清一君） プールというのは水の中でやるスポーツであるということで、水に関して、だけど意外と熱中症起きやすいんですね。だから、そこら辺のところを十分注意してやっていただきたいなと思います。

ある自治体、これ教育委員会なんですけれども、の基本的方針の中で、学校プールは利用せず、民間などのプール施設での水泳教室を行うことを基本とするというようなことを決めたという、そんな自治体もあります。その背景として、先ほど言った猛暑などによる授業の中止、児童・生徒の泳力差に対応するための指導員の不足、プールの水質管理や監視などに関わる教員の負担、プール維持・改修に係る財政的負担の増加があるという、そんなような理由で学校のプールは利用せずに民間に委託するという、そういう方針を出した自治体もあるという、そんなことがありました。ちょっと参考までに言いました。

次に、生津小学校プール授業では、令和7年からプール授業を民間施設に委託しておりますが、児童・生徒、保護者、教職員などの反響はどうであったかお聞きいたします。

○議長（若井千尋君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 生津小学校における民間施設を活用した水泳事業につきましては、児童、保護者、教職員にアンケート調査を行い、以下の意見をいただいております。

まず、児童の回答では、95%以上が「スイミングスクールでの授業が楽しかった」「コーチの指導が分かりやすかった」と答えております。また、90%以上が「指導により上達した」と回答しております。児童にとっては、本事業が大変効果的であったことが確認できる結果となっております。

次に、保護者からは、「子供の話から、専門的で指導法も豊富だと感じた」「天候に左右されず、授業の変更や延期がなく助かった」といった前向きな御意見も多く寄せられております。

教職員からは、全員が「児童の泳力が向上した」と回答しているほか、「従前は天候により授業時数の確保が難しいことがあったが、室内施設のため予定どおり授業が実施できる」、また「専門的な指導が行われることで、教職員はサポートに専念できる」といった声が多く聞かれております。さらに、「プール管理の負担が軽減された」という意見もあり、授業の運営面や校務負担の軽減といった効果も確認されているところでございます。

〔11番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 森清一君。

○11番（森 清一君） プールの民間委託によって、児童・生徒も保護者も教職員も非常にいい反響であったという、そんなことを確認させていただきました。

じゃあ次に、この財政面での効果についてですね。

ある福岡市の試算によると、学校プール、これは耐用年数80年として計算して、建設費、改修費、毎年水道代などで年間に874万円、一方、民間施設利用での年間コストは447万円となり、民間施設では大きく削減できるとのことでした。また、豊橋市では、1校当たり約92万円の削減、市内20校あるんですけれども、年間約1,840万円の削減になったという情報もあります。

要は、令和7年度の生津小学校での民間施設でのプール事業の年間コストは、従前の学校プール事業と比較してどの程度であったのかお聞きいたします。

○議長（若井千尋君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 生津小学校における民間施設を活用した水泳授業の年間コストにつきましては、令和6年度は一部の学年での実施であったので、全学年実施となる年度で申し上げますと、令和7年度が約380万円、令和8年度が約286万円となっております。

従前、生津小学校の学校プールは井戸水を使用していたことから、水道代の負担が大きくなり、主な経費は修繕料や消毒薬品代などに限られておりました。このため、短期的な比較では、民間委託による委託料等が新たに必要となる分、コストは増加する形とはなります。

また、他の自治体で示されている水道代、建設費、大規模改修費を含めた試算とは前提条件が異なっておりますので、単純に比較することは難しいのではないかと考えております。

一方で、水泳指導は専門性が高く、安全面でも特段の配慮が必要であることから、民間の専門事業者のノウハウを活用することで、質の高い指導と安全管理体制の確保は図られております。加えて、学校プールを継続して使用する場合には老朽化に伴う大規模改修や更新が見込まれ、将来的には多額の費用の負担が生じる可能性もあることから、今後、総合的な費用対効果の観点で慎重に検討はしていきたいと考えております。

〔11番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 森清一君。

○11番（森 清一君） 確かに学校プールには耐用年数とかいろんな状況があって、単純には比較できないと思います。今後、慎重にそこら辺のところ、牛牧小も今年やってどういうふうになっていくのか、また十分参考にして進めていただければいいかなと思います。

それでは、生徒、教員の民間施設の移動手段はどのようにしているのですか。

○議長（若井千尋君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 民間施設への移動につきましては、水泳指導を受託した事業者が手配

したバスを利用しております。安全確保のため、担当教職員が1名以上バスに乗車するとともに、行き帰りそれぞれの乗車前に点呼や体調確認を行うなど、安全管理の徹底を図っております。

〔11番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 森清一君。

○11番（森 清一君） 先般、名古屋におけるスイミング送迎バスによる悲惨な事故が報道されましたが、その点についてどのように受け止められているのかお聞きします。

○議長（若井千尋君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 報道にありました送迎バスに関する事故につきましては、大変痛ましい事案であり、児童・生徒の命と安全に関わる重大なものとして重く受け止めております。決して他市町村の出来事として捉えるのではなく、本市としても同様の事案が起こり得るとの認識の下、安全対策の点検と強化を進めてまいります。

本市の水泳授業における移動につきましては、水泳指導を受託した事業者が手配するバスを利用しており、営業用として許可を受けたバスを使用するなど、安全性に配慮した運行となるよう努めております。あわせて、今回の事故報道を受けまして、バス会社に対しましては、運転手への指導徹底を改めて要請したところでございます。

学校におきましても、先ほど申し上げましたとおり、乗車前の点呼を確実に行うなど、安全な移動の確保に引き続き取り組んでまいります。

また、プールでの安全体制につきましても、授業中、事業者による監視体制が確保されていることに加え、学校教員もプールサイドで見守りを行っております。さらに、施設にはAEDが配置されており、万一の事態に備えた体制の下で授業を実施しているところであります。

〔11番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 森清一君。

○11番（森 清一君） じゃあ次、今後、当市の学校プールでも水泳授業がままならない状況になってくると考えられます。全学校が民間施設を利用するとすると、民間施設の受入れ状況、水泳授業、カリキュラムなど、大変な状況になることが予測されますが、その点どのように考えられているのかお聞きいたします。

○議長（若井千尋君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 本市の小学校は7校ございますが、現在、民間施設に水泳指導を委託しているのは2校でございます。基本的には、各学校のプールが使用可能な間は、学校のプールを活用する方針としております。

一方で、今後、気象条件の変化や施設の老朽化などにより、水泳授業の実施環境が一層厳しくなることも想定されます。そのため、民間施設の活用についても、引き続き選択肢の一つと

して検討を進めてまいります。

受入れ体制につきましては、民間事業者からは、夏季のように特定の時期に全ての学校が集中して利用することは難しいものの、年間を通じて調整することで受入れは可能であるという意向は伺っております。将来的には、屋内施設である利点を生かし、夏季に限定せず、年間を通じて柔軟に実施時期を分散するなどして、学校の教育課程との整合も図りながら、現実的な運用方法を検討してまいりたいと思います。

〔11番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 森清一君。

○11番（森 清一君） それでは次、学校プールでの授業と民間施設プールでの授業を実施することになれば、要は学校間でのプール授業の公平性という面で課題が出ているのではないかと考えられます。この点についてどのように考えておられるのかお聞きいたします。

○議長（若井千尋君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 学校の水泳指導と民間施設を活用した水泳指導につきましては、水泳指導の専門家による指導と学校教員による指導方法の違い、また全天候型の屋内施設と屋外プールといった環境面の違いがあることは認識しております。

しかしながら、授業において最も重視すべき点は、児童・生徒が安全に、学習指導要領に基づく水泳学習を適切に受けられることであり、そのための学習機会の確保と指導の質の確保であると考えております。

実際に現在学校における水泳指導では、担任が継続的に指導を行うことで、児童一人一人に応じた指導が可能となっております。また、現在も外部講師を招いて児童・生徒への指導を行うとともに、教員自身の指導力向上にも取り組んでおります。さらに、校内研修を通じて水泳指導に関する知識や技能の向上を図るなど、学校でのプール授業と民間施設でのプール授業との間で教育効果に大きな差が生じないように各学校で工夫を重ねているところでございます。以上です。

〔11番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 森清一君。

○11番（森 清一君） やはり私も朝見守りやっていて、小学生が水泳バック持って、今日どこ行くのと言ったら、コパン行くと。ちょっと名前言っちゃっているけど、うれしそうに答えていました。非常に、やっぱり民間の施設でプール授業をやれるということは、子供にとって非常に楽しいことであるみたいだし、やっぱり指導もうまくて楽しいと、そんな答えが返ってきました。

じゃあ次、牛牧小学校においてプールが老朽化のため漏水がひどく、使用不可能となり、令和8年度より民間施設でのプール授業となります。廃止された学校プール施設の今後の利活用

についてどのようにお考えなのかお聞きいたします。

○議長（若井千尋君） 磯部教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（磯部基宏君） 失礼いたします。

現在、牛牧小学校周辺地域における公共施設の最適な配置と効果的な活用を目指し、学校活動への影響も踏まえながら、総合的な観点から牛牧小学校周辺の公共施設の今後の在り方について検討を重ねております。

この計画の中には、御指摘の牛牧小学校プールの跡地利用はもちろんのこと、旧牛牧第1保育所の施設やその跡地利用なども含め、地域全体の活性化に資するよう、多角的な視点から計画を調整しております。

牛牧小学校プールの今後の利活用につきましては、全体計画の中で、学校教育の質の向上、そして地域コミュニティの活性化にどのように貢献できるかという地域全体の視点から最も効果的な利用方法を、引き続き慎重にかつ前向きに検討していきたいと考えております。

〔11番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 森清一君。

○11番（森 清一君） ぜひ、牛牧小学校周りはいろんな施設もありますし、駐車場の関係もいろいろあると思います。そこら辺のところを十分調査されて、学校にとっても、また地域にとってもいい活用ができるように検討をしていただきたいなと思います。

例えばの話ですけれども、その間においてでもプール施設はそのまま、水槽部分を軽スポーツなどに活用すること、こういう事例も他市町ではあるんですけれども、どのようにお考えですか。

○議長（若井千尋君） 磯部教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（磯部基宏君） 失礼いたします。

プールの水槽部分を改修し、軽スポーツなどに活用することについての御提案ありがとうございます。

先ほど答弁いたしました、現在、牛牧小学校周辺の公共施設の今後の在り方について全体的な検討を進めている段階であり、現時点で水槽部分を活用する具体的な計画はございません。しかしながら、議員の御提案は、既存施設を有効活用するという点で新たな視点を与えていただける大変参考になる御意見と考えております。御提案を踏まえ、今後どのような軽スポーツが考えられるのか、あるいは施設改修の規模、そして学校教育活動への影響などを総合的に勘案し、実現可能性について、一つの選択肢として改めて精査したいと考えております。

もちろん、既存施設を別目的で活用する際には、学校運営、学校敷地内における児童の安全確保という最優先事項をどう担保するかなど、慎重な検討を要する課題もあります。市民の皆様のスポーツ機会の創出や健康増進といった観点も大切にしながら、総合的に判断していきたい

いと考えております。

〔11番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 森清一君。

○11番（森 清一君） それでは最後、先ほどの答えの中にあるかもしれませんが、プールを撤去して更地として軽スポーツなり駐車場なり利用していく考え、これ質問しておりますのでお答え願います。

○議長（若井千尋君） 磯部教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（磯部基宏君） 失礼いたします。

牛牧小学校プールを撤去し、更地にした場合の利用方法についての御質問でございますが、これまでの答弁と重なりますが、現在、牛牧小学校周辺の公共施設の今後の在り方の中で検討しているところでございます。

議員御指摘のとおり、プールを撤去し、更地として教職員の駐車場や、あるいは地域住民の方々も利用できるような軽スポーツスペースなどとして活用することについても、有効な選択肢の一つとして認識しております。

今後は、既存のプール躯体を活用する場合とプールを解体・撤去して更地化する場合、この両面からそれぞれの利点・欠点、事業費、維持管理費、そして地域への貢献度などを比較し、より長期的かつ大局的な視点を持ちながら、決定に当たっては教育環境への影響を総合的に勘案し、地域にとって最も望ましい活用方法を判断していきたいと考えております。

〔11番議員挙手〕

○議長（若井千尋君） 森清一君。

○11番（森 清一君） ありがとうございました。ぜひ有効な活用方法を検討していただきたいと思います。

最後に、まとめといたしまして、学校プールの在り方について、やっぱり施設の老朽化や夏場の猛暑を乗り越えた酷暑を鑑みた今後のプール授業の在り方、学校間の公平性についてもしっかりと検討をしていただき、児童・生徒の安全と安心、さらに体力の向上のため、また教員の働き方改革についてもよく考えて、今後しっかりと尽力していただきたいと思います。

これにて私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（若井千尋君） 11番 森清一君の質問を終わります。

散会の宣告

○議長（若井千尋君） 以上で、本日予定をしておりました一般質問は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午後4時26分